

## 第2章 ひとり親家庭の現状と課題

## 第2章 ひとり親家庭の現状と課題

### 1 ひとり親家庭の現状

#### 1) 離婚件数の推移

本市においては、平成16年の離婚件数が1,333件、離婚率が2.60（人口千対比）となっており、平成11年から離婚件数・離婚率ともにほぼ同様な傾向で推移しています。離婚率を大阪府・全国と比べてみますと、大阪府とはほぼ同率であるものの、全国よりはやや高い率となっています。

離婚件数、離婚率の推移

(単位：件)

	東大阪市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成10年	1,194	2.31	20,906	2.42	243,183	1.94
平成11年	1,359	2.63	21,833	2.53	250,529	2.00
平成12年	1,305	2.53	22,715	2.63	264,246	2.10
平成13年	1,361	2.64	24,252	2.80	285,911	2.27
平成14年	1,360	2.65	24,808	2.87	289,836	2.30
平成15年	1,323	2.58	23,459	2.71	283,854	2.25
平成16年	1,333	2.60	21,741	2.51	270,815	2.15

資料：厚生労働省・大阪府 (注) 離婚率：人口千人対比

#### 2) ひとり親世帯数の推移

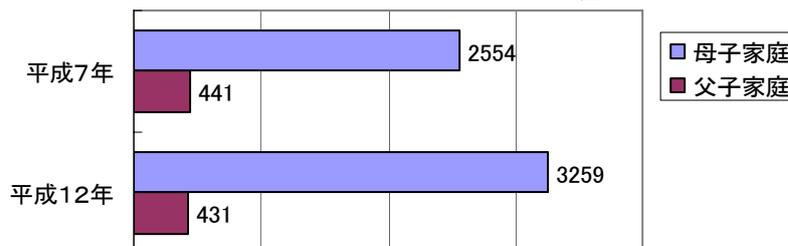
本市の母子世帯数は、国勢調査によると平成7年から平成12年までの5年間で27.6%増であり、父子世帯数は2.3%減となっています。

また、平成12年では、母子世帯は全世帯の1.6%、父子世帯は全世帯の0.2%です。

なお、平成16年10月の「国民生活基礎調査」においては、母子世帯は全世帯の1.4%、父子世帯は0.2%となっています。

東大阪市のひとり親世帯数の推移

(単位：件)



資料：国勢調査

### 東大阪市のひとり親世帯数の推移

(単位：世帯、%)

	全世帯		母子世帯		父子世帯	
	数	率	数	率	数	率
平成 7年	192,599	100.0	2,554	1.3	411	0.2
平成12年	202,436	100.0	3,259	1.6	431	0.2

資料：国勢調査

### 3) 児童扶養手当受給者

本市の児童扶養手当の受給資格者は、平成 17 年は 5,769 人であり、年々増加傾向にあります。

#### 東大阪市児童扶養手当受給資格者数の推移

(単位：件)

	受給資格者数	前年比増減	受給者数			支給停止者数
			全部	一部		
平成 12 年	3,830	—	3,464	2,997	467	366
平成 13 年	4,187	109.32%	3,841	3,356	485	346
平成 14 年	4,611	110.13%	4,276	3,796	480	335
平成 15 年	5,110	110.82%	4,730	3,498	1,232	380
平成 16 年	5,488	107.40%	5,078	3,787	1,291	410
平成 17 年	5,769	105.12%	5,310	4,023	1,287	459

資料：東大阪市

### 4) 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受けている母子世帯数は、平成 17 年 9 月では 1,633 世帯となっています。平成 13 年度からの増加率を全国や大阪府と比較すると、全国では 32.0%、大阪府では 44.4%であるのに対し、本市では 80%増となっています。

また、生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合をみると、東大阪市では 16.7%で、6 世帯に 1 世帯が母子家庭です。大阪府平均よりはやや高く、全国平均のほぼ倍となっています。

#### 生活保護受給母子世帯数の推移

	市合計	東福祉	中福祉	西福祉	大阪府	全国
平成 13 年度	907	195	289	423	7,079	68,460
構成比	12.9%	18.3%	16.0%	10.2%	14.2%	8.5%
平成 14 年度	1,152	237	396	519	8,175	75,097
構成比	14.7%	20.4%	18.9%	11.3%	14.8%	8.6%
平成 15 年度	1,367	265	496	606	9,157	82,216
構成比	15.9%	21.0%	20.8%	12.2%	15.1%	8.7%
平成 16 年度	1,520	293	578	649	9,903	87,478
構成比	16.5%	21.4%	22.2%	12.4%	15.1%	8.8%
平成 17 年度	1,633	294	655	684	10,219	90,360
構成比	16.7%	20.6%	23.4%	12.4%	14.8%	8.7%

※平成 13 年度～平成 16 年度は、平均値である。平成 17 年度は平成 17 年 9 月現在の数である。

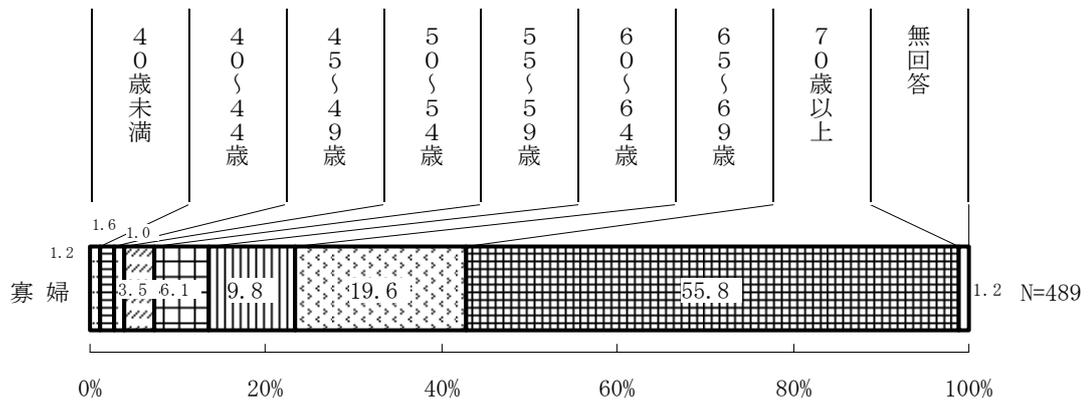
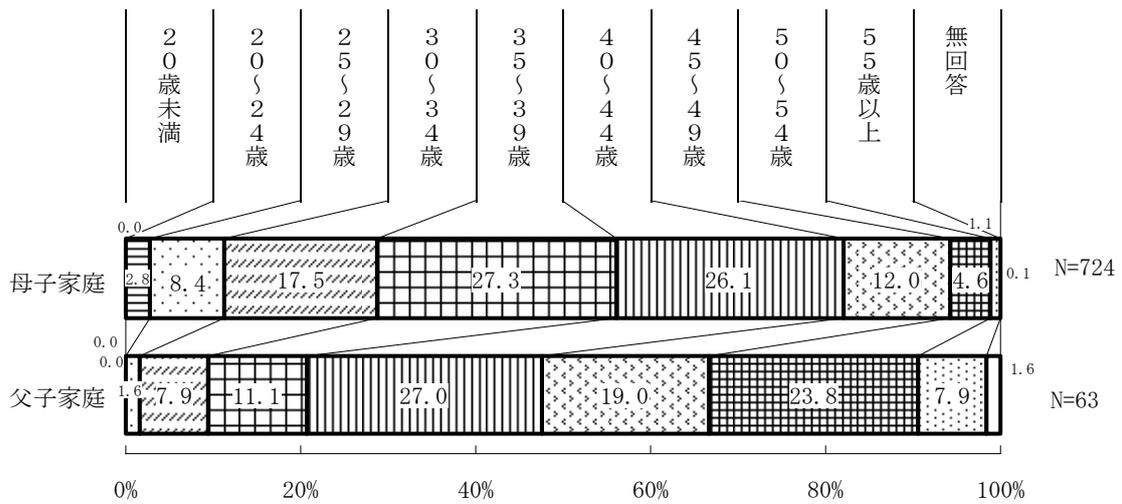
※「大阪府」の数は、中核市を含み大阪市を除く数である。

## 2 ひとり親家庭アンケート調査の結果

### (1) 世帯の状況

#### 1. 年 齢

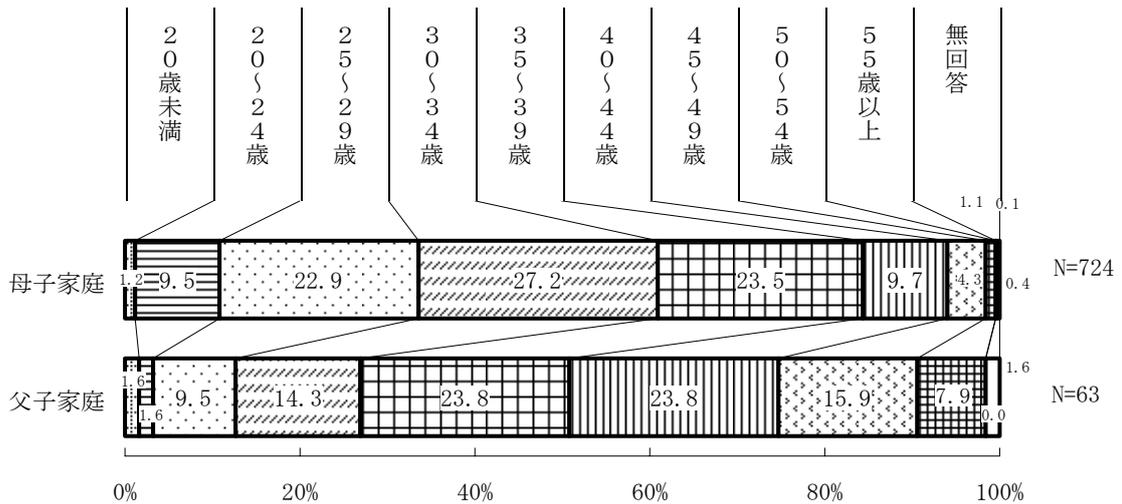
母子家庭の母親の年齢は30歳代が44.8%と最も高く、40歳代が38.1%が続いています。父子家庭の父親の年齢は40歳代が46.0%と最も高く、50歳以上が31.7%となっています。寡婦の年齢は70歳以上が過半数を占めており、65歳未満の割合は20%強です。



## 2. ひとり親家庭になったときの年齢

母子家庭では、「30～34歳」が27.2%と最も高い割合であるものの、「25～29歳」「35～39歳」も20%台で同様の割合となっています。30歳代でひとり親になった人が半数を超えており、34歳までが約60%を占めています。

父子家庭では、「35～39歳」と「40～44歳」が同率の23.8%で、合わせると約半数を占めており、母子家庭と比べると年齢が高くなっています。

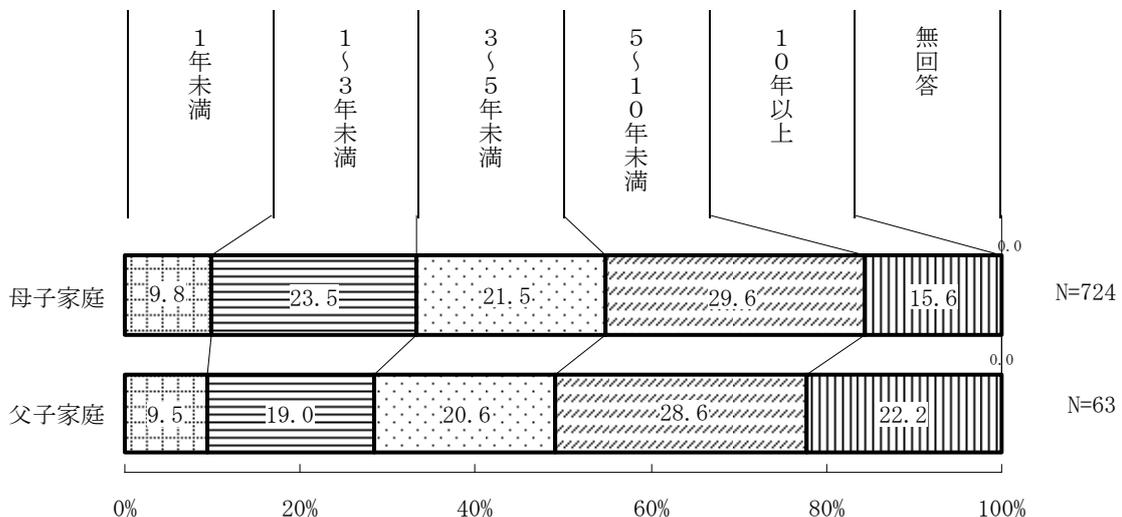


## 3. ひとり親家庭になってからの年数

母子家庭は「5～10年未満」が29.6%で最も高く、ついで「1～3年未満」が23.5%、「3～5年未満」が21.5%となっています。

父子家庭も母子家庭と同じく「5～10年未満」が28.6%で最も高くなっていますが、ついで「10年以上」が22.2%と母子家庭と比べてひとり親になってからの年数はやや長くなっています。

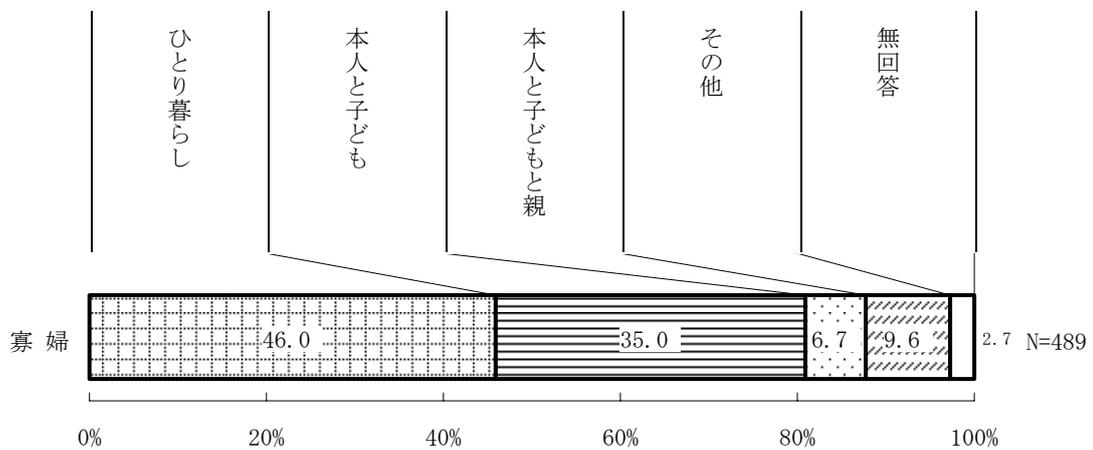
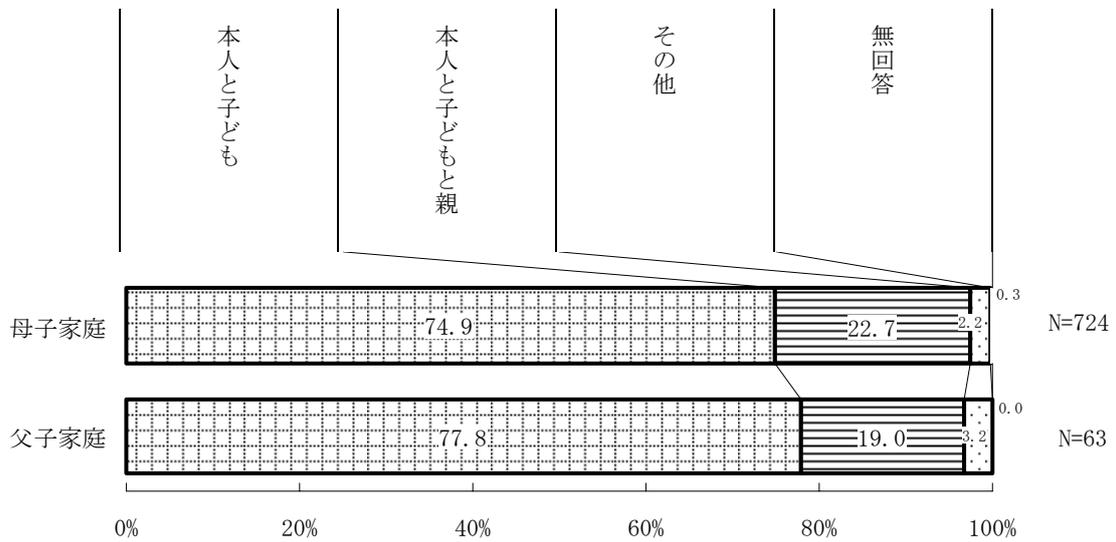
母子家庭・父子家庭ともに「1年未満」の割合は10%弱となっています。



#### 4. 同居している家族

母子家庭・父子家庭ともに「本人と子ども」の核家族が70%を超え、次に「本人と子どもと親」の3世代同居が20%前後となっています。

寡婦は「ひとり暮らし」が46.0%で最も高く、次に「本人と子ども」が35.0%となっています。

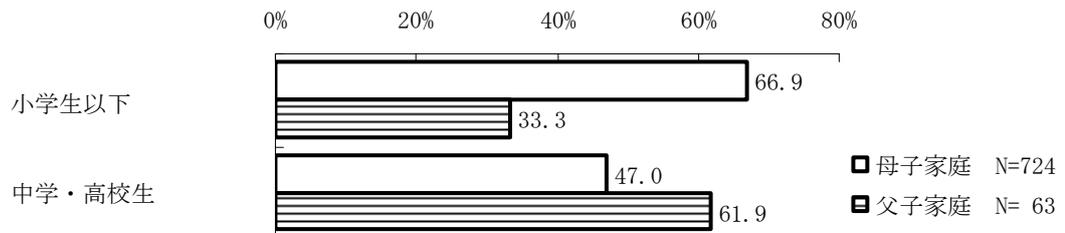
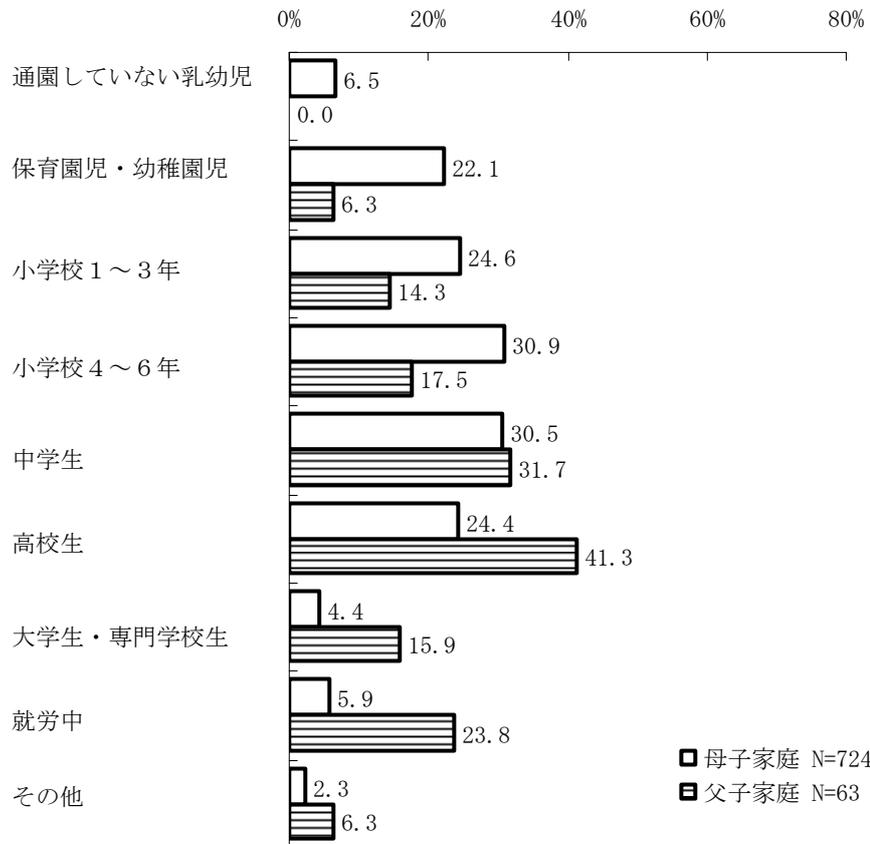


## 5. 同居している子どもの状況

母子家庭では「小学校4～6年」「中学生」が約30%、次に「小学校1～3年」(24.6%)、「高校生」(24.4%)がほぼ同率で続いています。

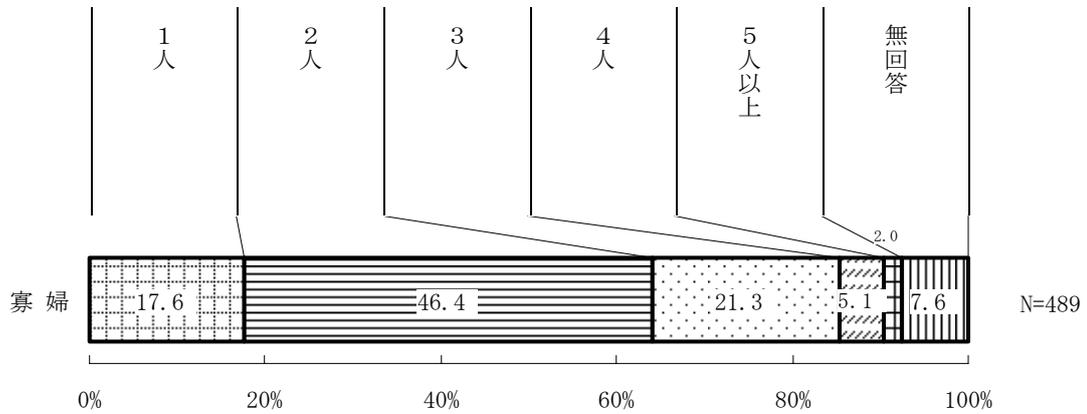
父子家庭は「高校生」が41.3%で最も高く、続いて「中学生」(31.7%)、「就労中」(23.8%)の順となっており、子どもの年齢層は母子家庭よりも高くなっています。

小学生以下と中学・高校生の2つに分類してみたところ、母子家庭では、「小学生以下」が66.9%と、3人に2人の割合となっています。



## 6. 子どもの数（寡婦）

寡婦の子どもの数は「2人」が約半数を占め、次に「3人」が21.3%となっています。



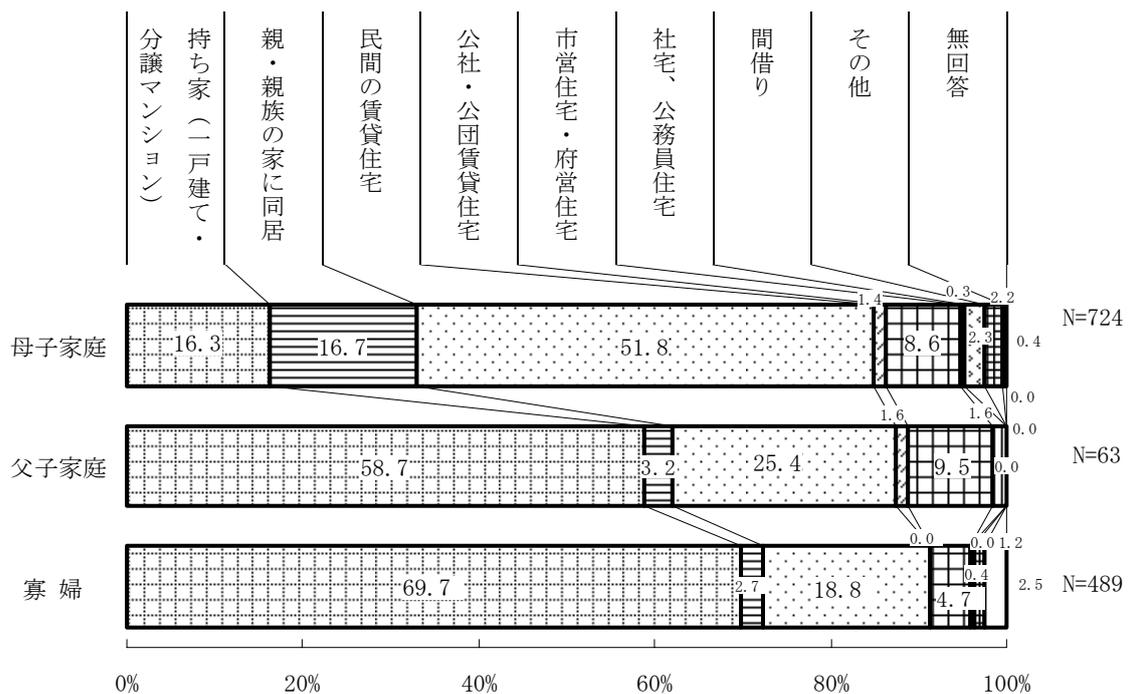
## 7. 住居の状況

母子家庭では「民間の賃貸住宅」が過半数を占め、ついで「親・親族の家に同居」(16.7%)「持ち家（一戸建て・分譲マンション）」(16.3%)と続いています。

父子家庭は「持ち家（一戸建て・分譲マンション）」が58.7%と過半数を占め、ついで「民間の賃貸住宅」が25.4%となっています。

母子家庭・父子家庭ともに「市営住宅・府営住宅」の割合は、10%弱となっています。

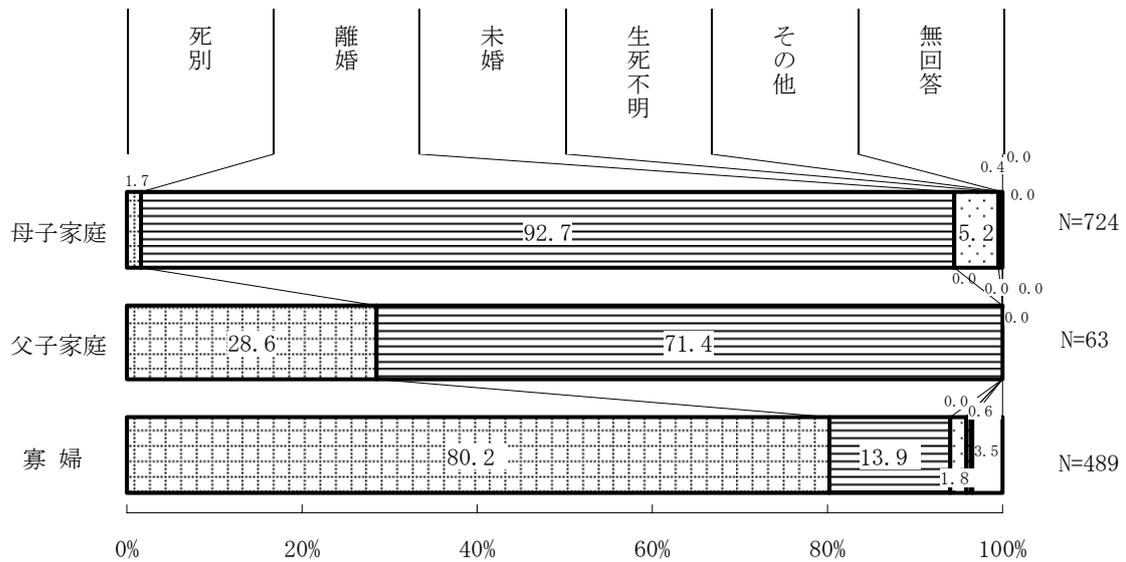
寡婦は「持ち家（一戸建て・分譲マンション）」が69.7%で最も高く、次に「民間の賃貸住宅」が18.8%となっています。



## 8. ひとり親になった理由

母子家庭・父子家庭ともに「離婚」(母子 92.7%、父子 71.4%) が最も高く、特に母子家庭では全体の 90%以上を占めています。

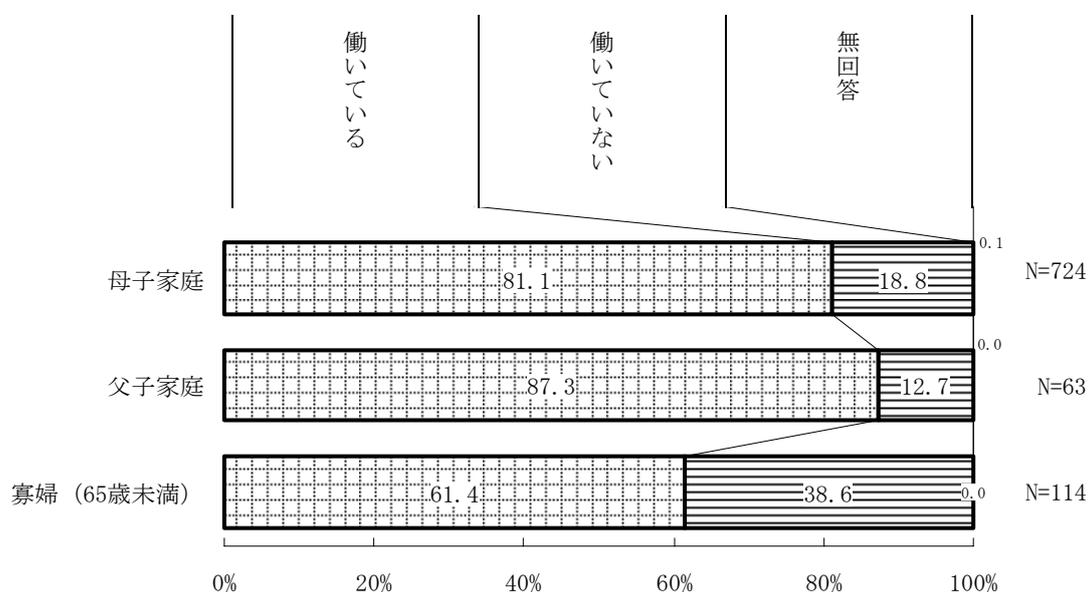
一方、寡婦は「死別」が 80.2%を占めています。



## (2) 仕事の状況

### 1. 仕事の有無

母子家庭・父子家庭ともに「働いている」が最も高く、80%以上を占めています。  
 寡婦（65歳未満）の場合、「働いている」が61.4%となっています。

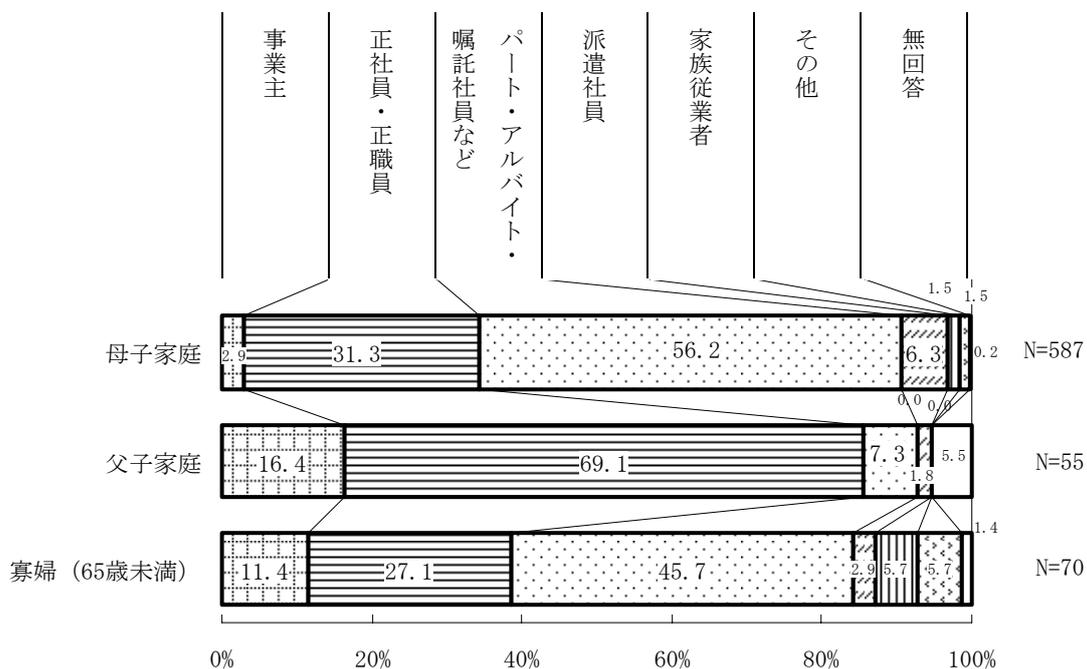


### 【働き方】

母子家庭は「パート・アルバイト・嘱託社員など」が過半数を占め、「正社員・正職員」は31.3%にとどまっています。

父子家庭は「正社員・正職員」が69.1%を占めています。

寡婦（65歳未満）も母子家庭と同じく、「パート・アルバイト・嘱託社員など」が45.7%で最も高く、次に「正社員・正職員」が27.1%となっています。

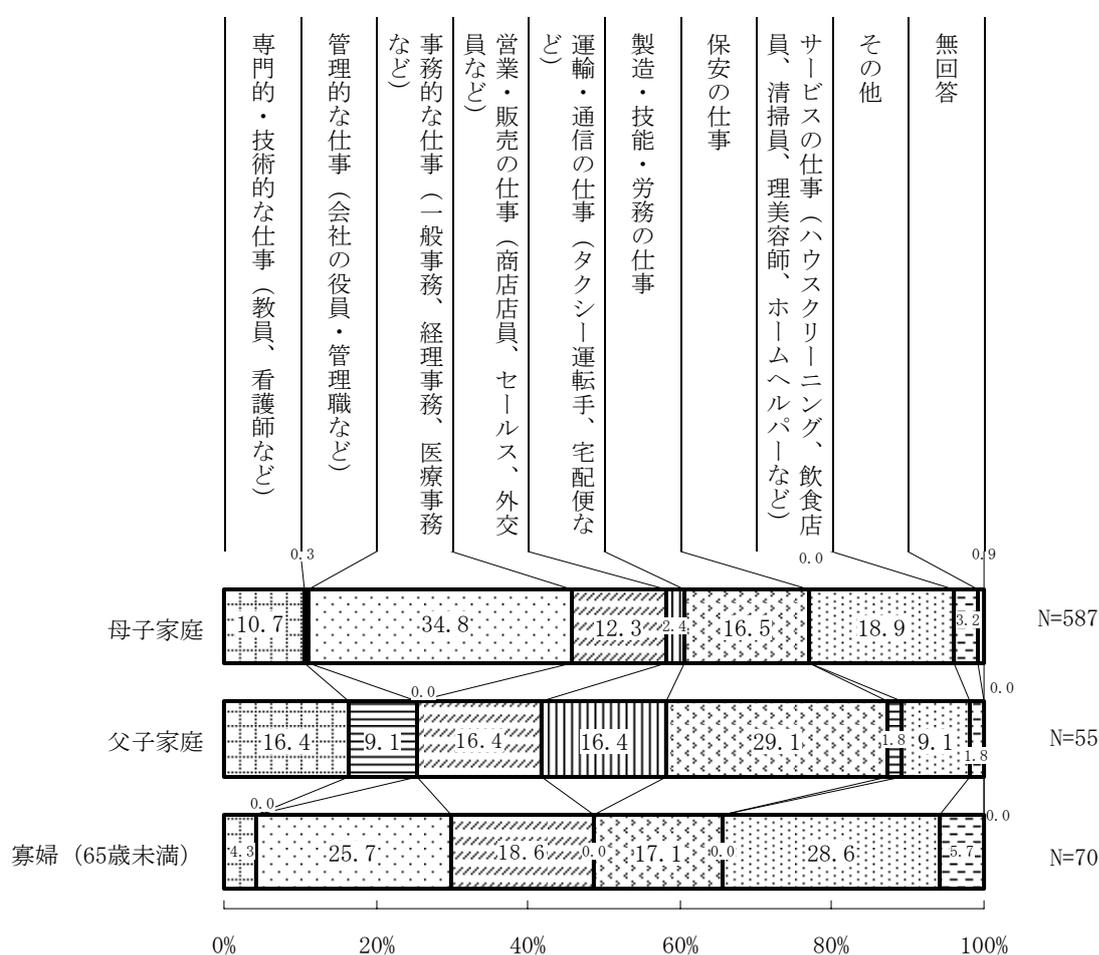


### 【仕事の内容】

母子家庭は、「事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)」が 34.8%と最も高く、ついで「サービスの仕事(ハウスクリーニング、飲食店員、清掃員、理美容師、ホームヘルパーなど)」が 18.9%、「製造・技能・労務の仕事」が 16.5%となっています。

父子家庭は、「製造・技能・労務の仕事」(29.1%)が最も高く、「営業・販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)」と「運輸・通信の仕事(タクシー運転手、宅配便など)」が同率の 16.4%で続いています。

寡婦(65歳未満)は、「サービスの仕事(ハウスクリーニング、飲食店員、清掃員、理美容師、ホームヘルパーなど)」が 28.6%で、次に「事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)」が 25.7%となっています。



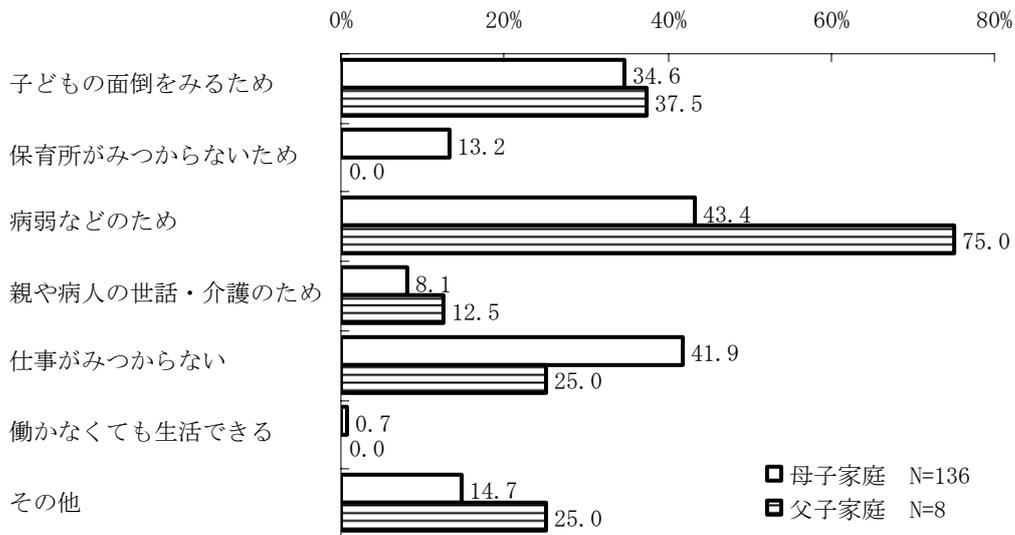
## 2. 働いていない理由

母子家庭では、「病弱などのため」と「仕事が見つからない」が43.4%と41.9%で拮抗しています。ついで「子どもの面倒をみるため」が34.6%となっています。

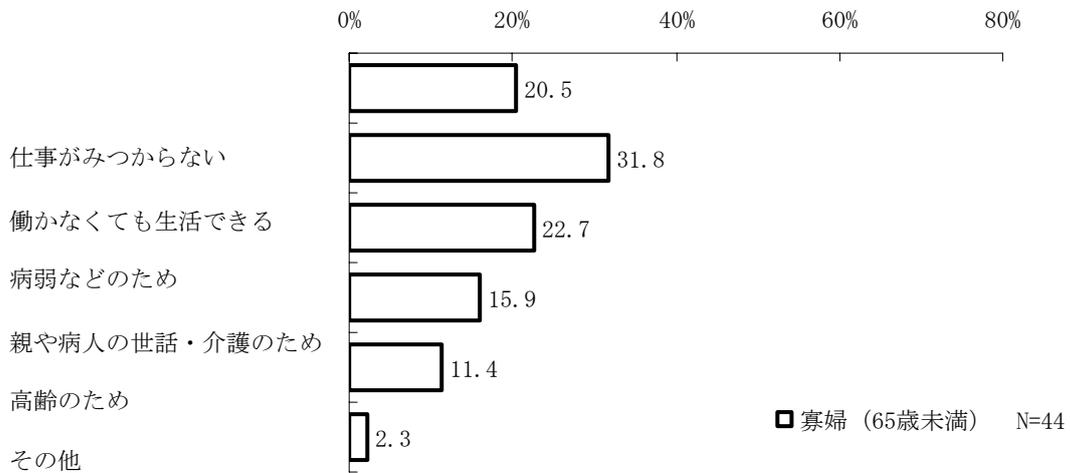
父子家庭では、「病弱などのため」が最も高い割合で75.0%、次に「子どもの面倒をみるため」が37.5%となっています。

寡婦（65歳未満）の場合は、「働かなくても生活できる」が30%を超えています。

【母子家庭・父子家庭】



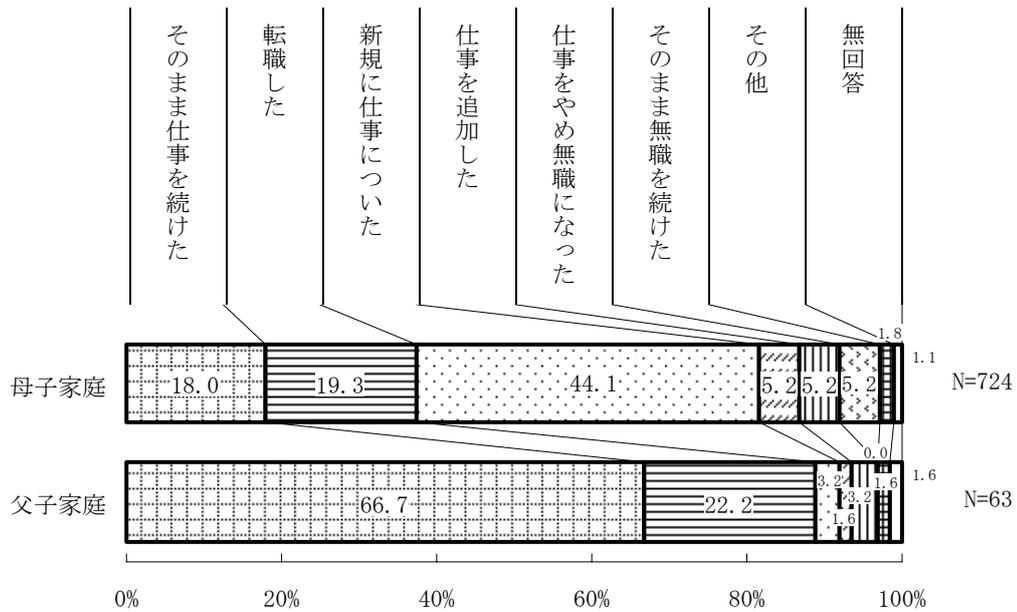
【寡婦】



### 3. ひとり親家庭になったことでの仕事上の変化

母子家庭では「新規に仕事についた」が44.1%で最も高く、次に「転職した」が19.3%であり、「そのまま仕事を続けた」は18.0%となっています。「仕事を追加した」は5.2%です。

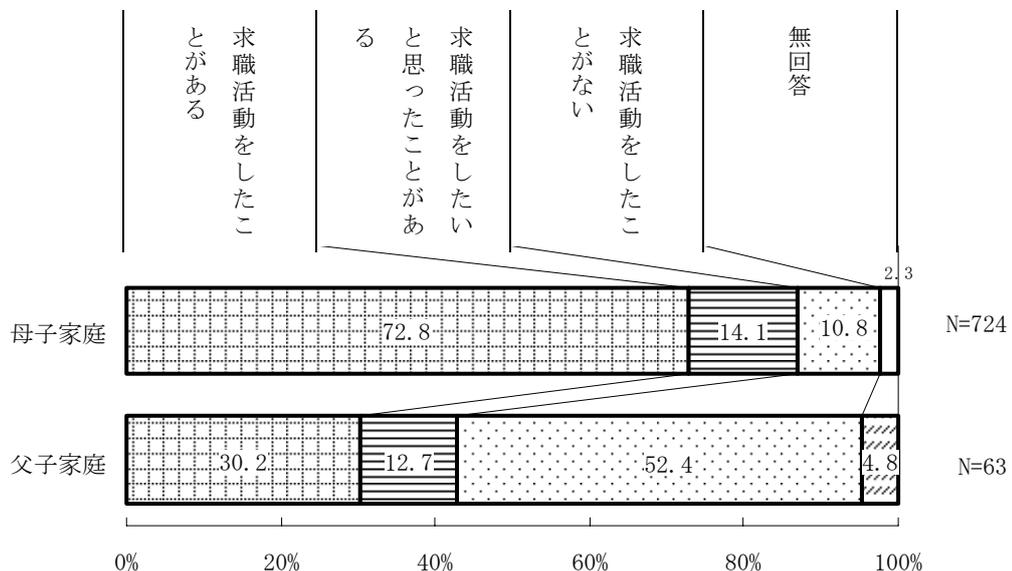
父子家庭では「そのまま仕事を続けた」が66.7%で最も高く、「転職した」が22.2%となっています。



### 4. 求職活動の有無

母子家庭では「求職活動をしたことがある」が70%を超え、「求職活動をしたと思ったことがある」と合わせると86.9%になります。

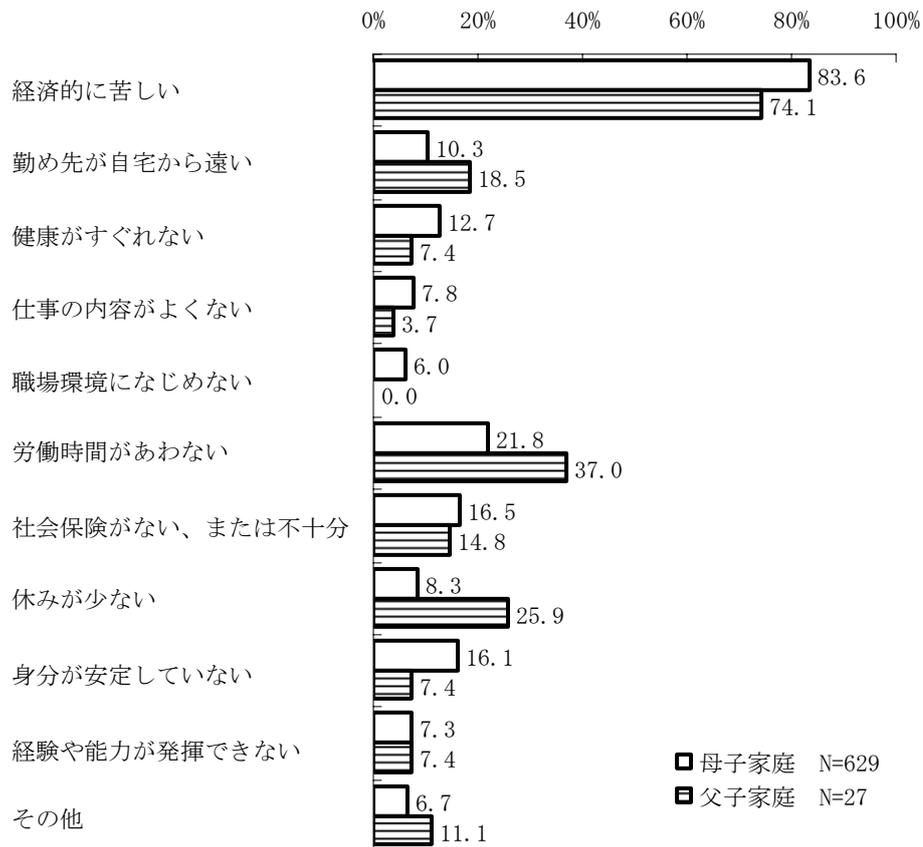
父子家庭では、「求職活動をしたことがない」が52.4%で半数を超え、次に「求職活動をしたことがある」が30.2%となっています。



## 5. 求職活動をした（したいと思った）理由

求職活動をした理由は、母子家庭・父子家庭ともに「経済的に苦しい」が83.6%、74.1%で抜きん出て高くなっています。

次に母子家庭・父子家庭ともに「労働時間があわない」が高く、母子家庭では21.8%、父子家庭では37.0%となっています。

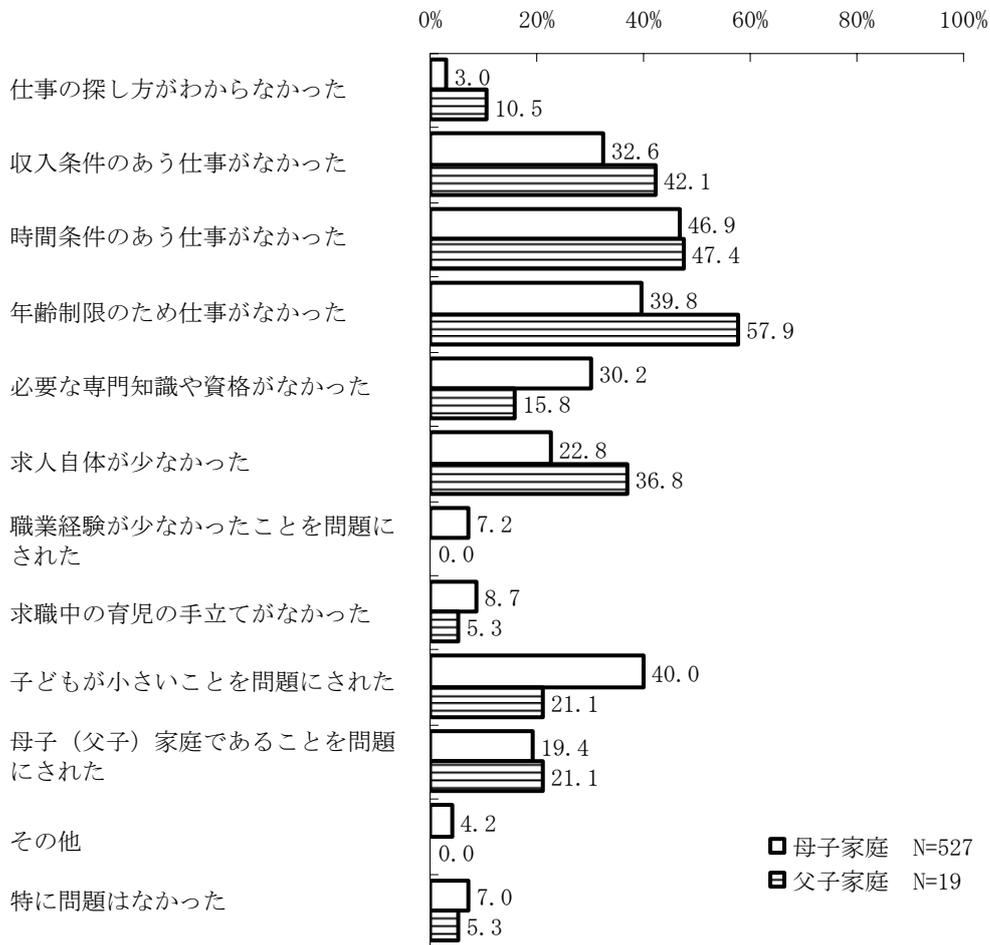


## 6. 求職活動の問題点

母子家庭では「時間条件のあう仕事が見つかった」が46.9%で最も高く、次に「子どもが小さいことを問題にされた」が40.0%、「年齢制限のため仕事が見つかった」が39.8%、「収入条件のあう仕事が見つかった」が32.6%、「必要な専門知識や資格が見つかった」が30.2%となっています。

また、母子家庭・父子家庭ともに「母子（父子）家庭であることを問題にされた」が約20%となっています。

父子家庭では、「年齢制限のため仕事が見つかった」が57.9%で半数を超え、次に「時間条件のあう仕事が見つかった」が47.4%、「収入条件のあう仕事が見つかった」が42.1%となっています。

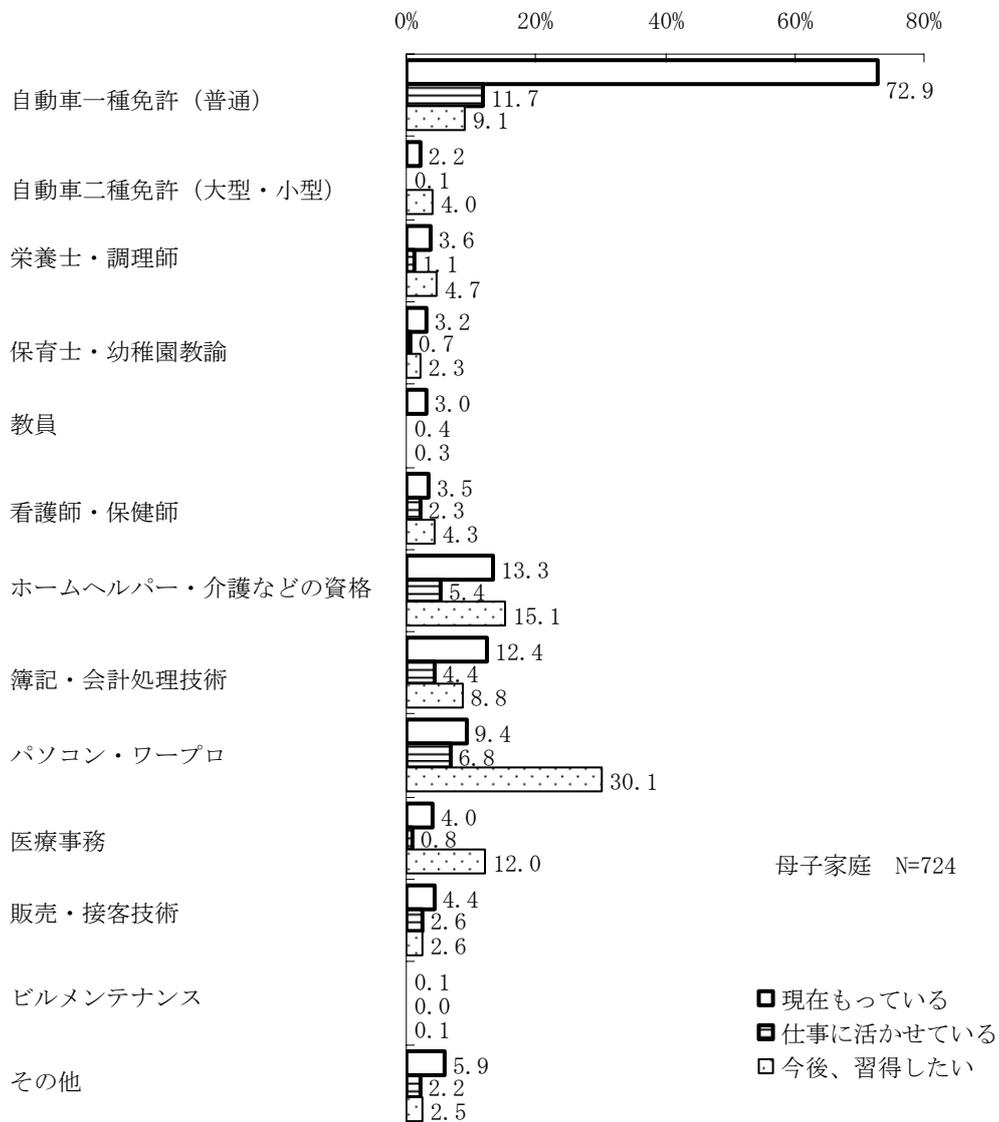


## 7. 資格の取得状況

現在もっている資格では、「自動車一種免許（普通）」が72.9%で抜きん出て高く、ついで「ホームヘルパー・介護などの資格」が13.3%となっています。

仕事に活かしているかについては、「自動車一種免許（普通）」が11.7%、「パソコン・ワープロ」が6.8%、「ホームヘルパー・介護などの資格」が5.4%で、他の資格は5%以下となっています。

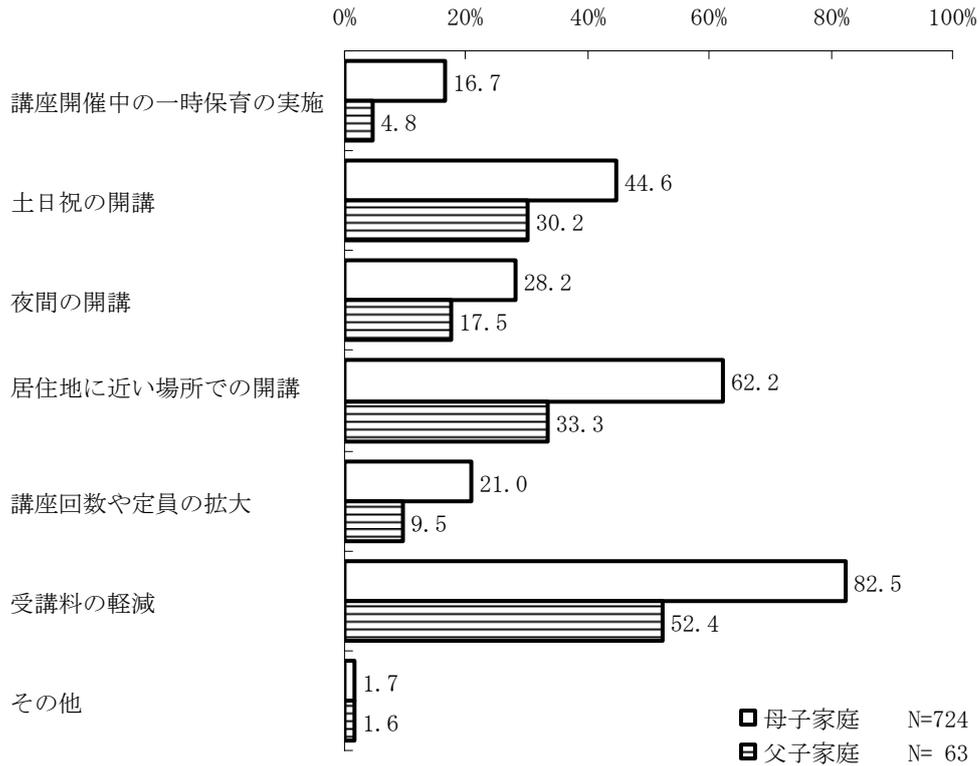
今後、習得したい資格は「パソコン・ワープロ」が30.1%で最も高く、続いて「ホームヘルパー・介護などの資格」（15.1%）、「医療事務」（12.0%）の順になっています。



## 8. 講座の開催について配慮してほしいこと

母子家庭では、「受講料の軽減」への希望が非常に高く 82.5%にのびります。次に「居住地に近い場所での開講」が 62.2%、「土日祝の開講」が 44.6%となっています。

父子家庭では、母子家庭と同じ項目が選ばれているものの、その割合は母子家庭よりも低くなっています。



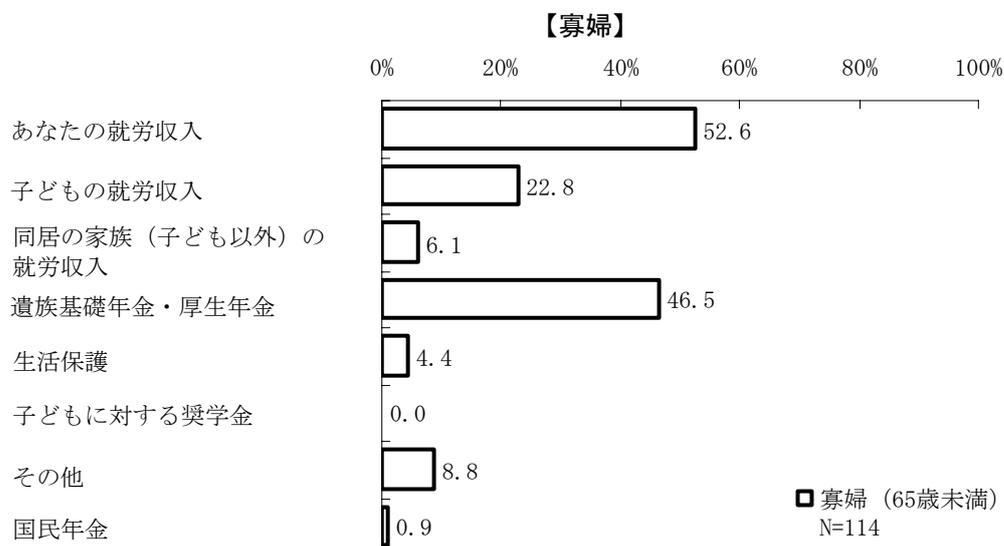
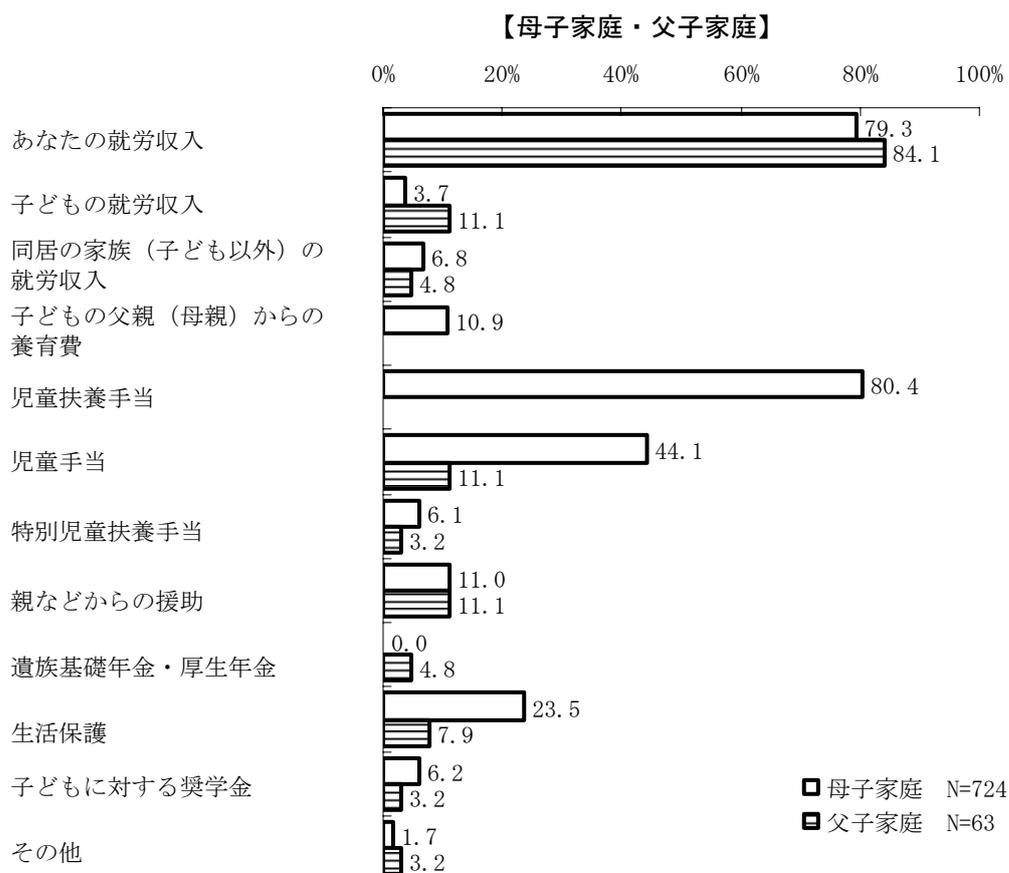
### (3) 経済的状况

#### 1. 世帯収入の構成

母子家庭では「児童扶養手当」(80.4%)と「あなたの就労収入」(79.3%)が80%前後となっており、高い割合です。次に「児童手当」が44.1%となっています。また、「子どもの父親からの養育費」は10.9%、「生活保護」は23.5%となっています。

父子家庭は、「あなたの就労収入」が84.1%と最も高くなっています。

寡婦(65歳未満)は、「あなたの就労収入」が5割強で、「遺族基礎年金・厚生年金」が46.5%、「子どもの就労収入」が22.8%となっています。



## 2. 世帯の年間総収入・就業による収入

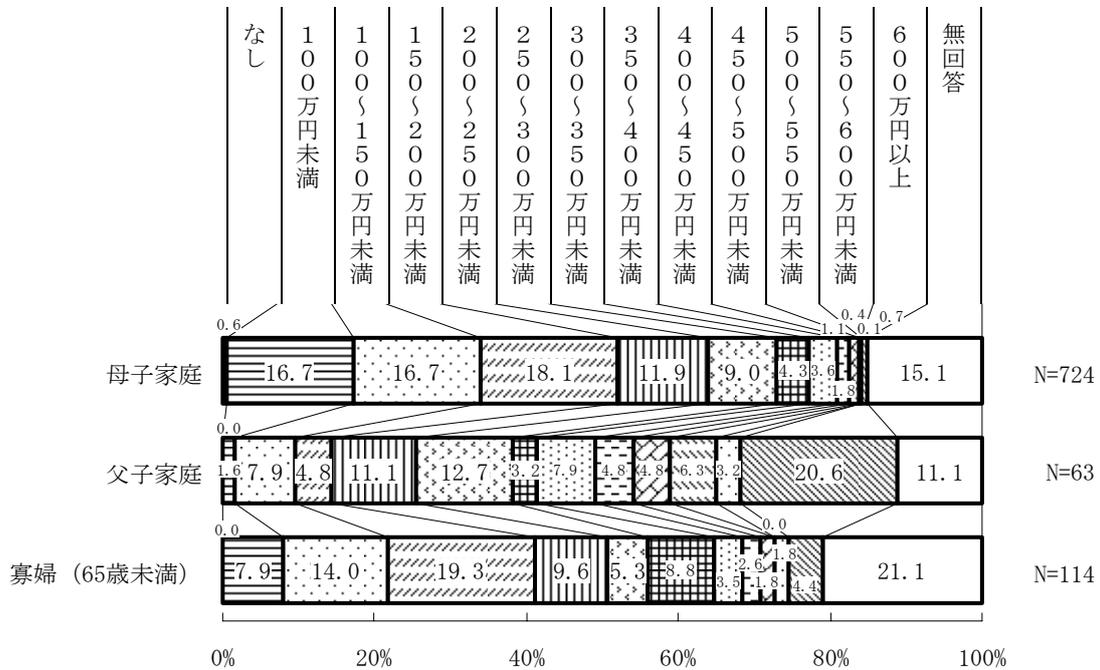
### 【年間総収入】

母子家庭は、「100万円未満」が16.7%、「100～200万円未満」が34.8%で、「なし」の0.6%と合わせて母子家庭の52.1%、半数以上が200万円未満となっています。また、母子家庭の73.0%、4世帯に3世帯が300万円未満となっています。

父子家庭は「600万円以上」が20.6%で最も高くなっているものの、200万円未満が14.3%であり、年収のばらつきが大きくなっています。

寡婦（65歳未満）では、200万円未満の割合が41.2%となっています。

参考に「国民生活基礎調査」による全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況をみると、1世帯当たり平均所得金額は母子家庭で233.6万円となっており、児童のいる世帯（702.7万円）と比べて469.1万円の差があります。



参 考

全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

		全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
世帯数(千世帯)		45,800	7,250	569	12,947
全世帯に占める割合(%)		100.0	15.8	1.2	28.3
世帯主の平均年齢(歳)		53.5	74.6	39.3	44.6
平均世帯人員(人)		2.8	1.6	2.7	4.3
平均有業人員(人)		1.4	0.3	1.0	1.7
1世帯当たり平均所得金額(万円)		589.3	304.6	233.6	702.7
生活意識(%)	大変苦しい	22.4	19.7	40.5	26.4
	やや苦しい	31.5	27.9	32.4	36.4
	普通	41.8	48.1	27.0	33.9
	ややゆとりがある	3.9	4.0	-	3.1
	大変ゆとりがある	0.4	0.3	-	0.2

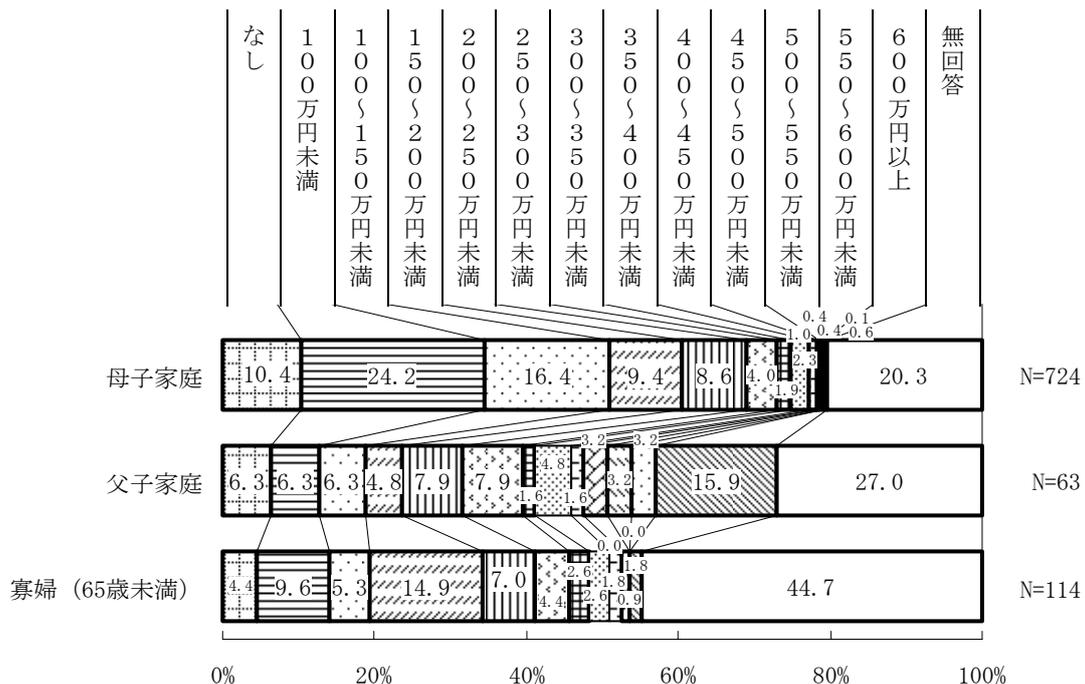
注：「所得」については、平成14年中（1～12月分）の状況である。  
資料：平成15年「国民生活基礎調査」

3. 就業による収入（税込み）

母子家庭では「100万円未満」が24.2%で最も高くなっています。

父子家庭は、「600万円以上」が15.9%と最も高い割合となっています。

寡婦は無回答が44.7%で半数弱を占めているものの、回答者の中では「150～200万円未満」が最も高く14.9%となっています。

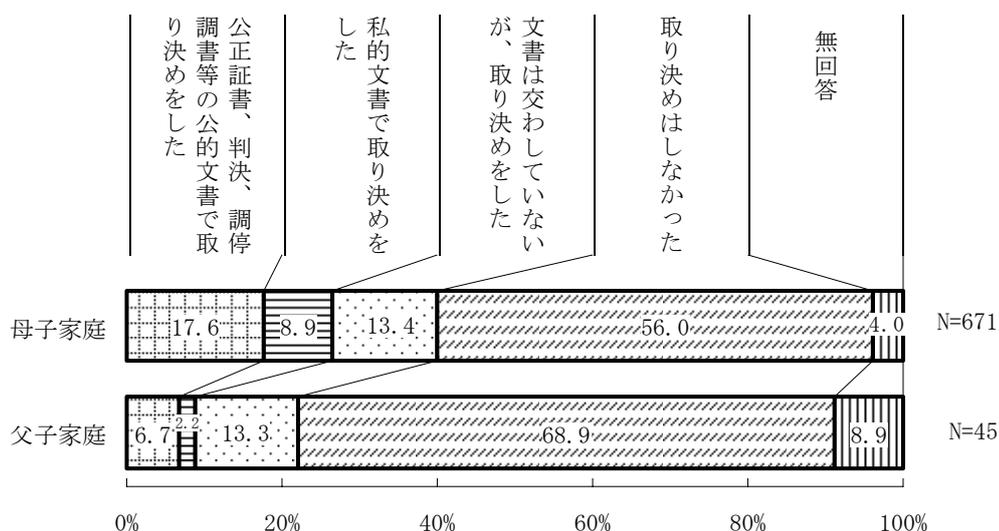


#### (4) 養育費

##### 1. 養育費の取り決め

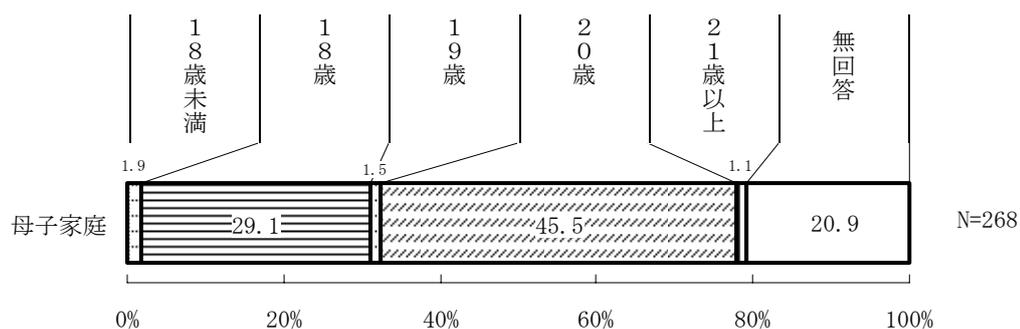
母子家庭では「取り決めはしなかった」が 56.0%で最も高く、次に「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が 17.6%、「文書は交わしていないが、取り決めをした」が 13.4%となっています。

父子家庭では「取り決めはしなかった」が 68.9%となっています。



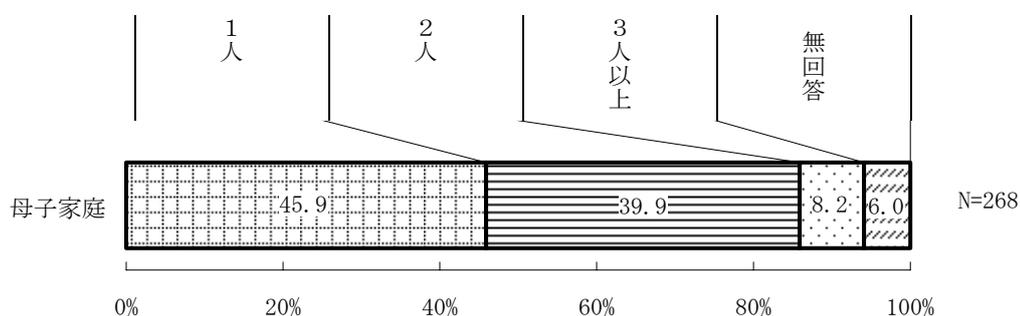
##### 【養育費の支払い期間】

「20歳」までが 45.5%で最も高く、次に「18歳」が 29.1%となっています。



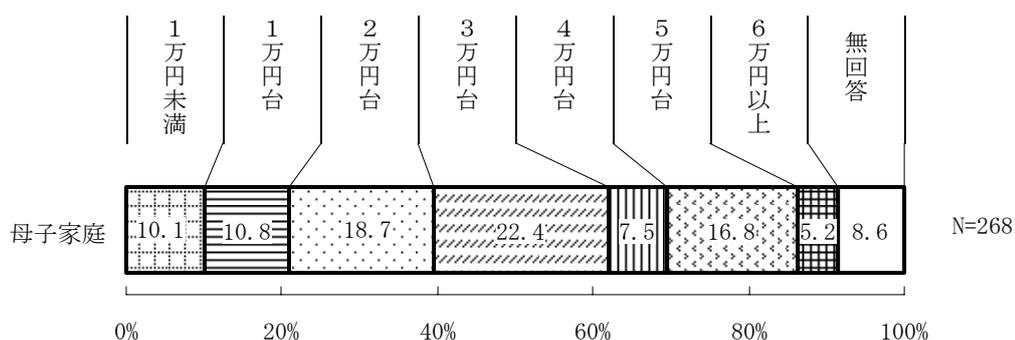
**【養育費を受け取る子どもの数】**

「1人」が45.9%で最も高く、「2人」が39.9%となっています。



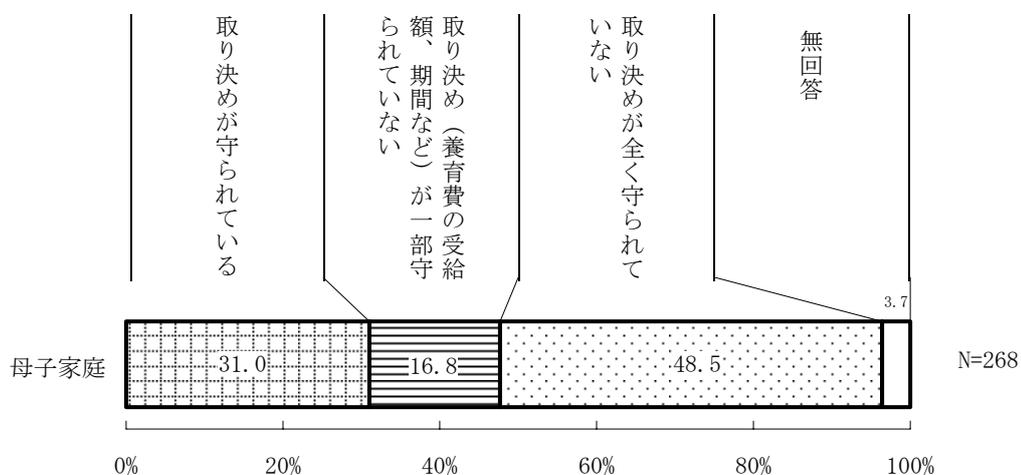
**【1人当たりの養育費の合計月額】**

「3万円台」が22.4%と最も高く、ついで「2万円台」が18.7%、「5万円台」が16.8%となっています。



**【取り決めの順守】**

「取り決めが全く守られていない」が48.5%を占め、「取り決めが守られている」は31.0%となっています。

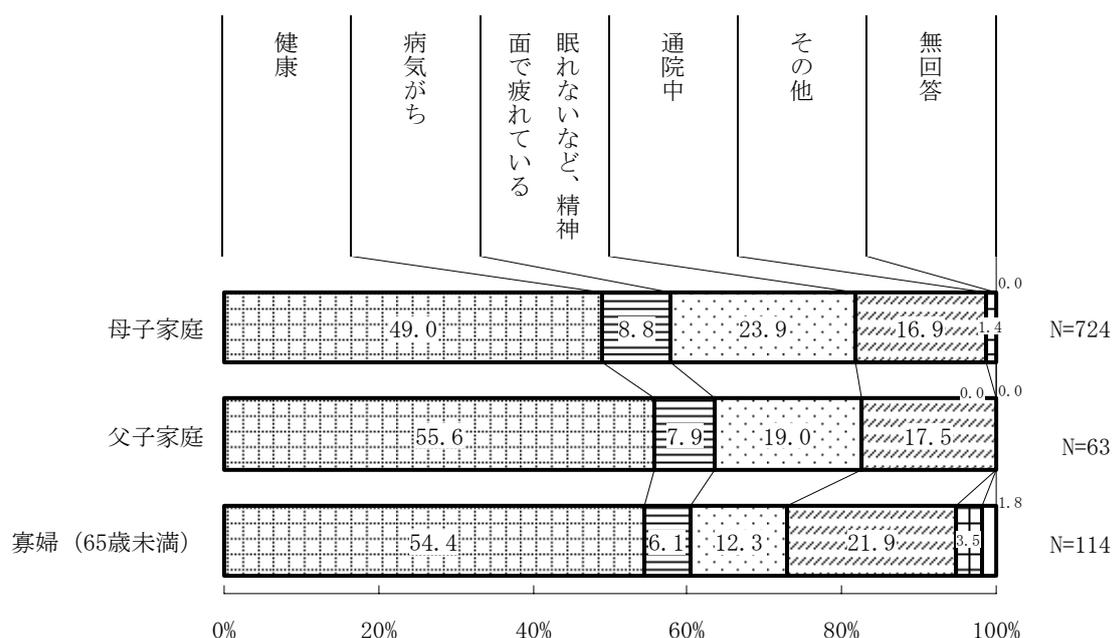


## (5) 健康や生活についての実感と心配事や悩み

### 1. 現在の健康状態

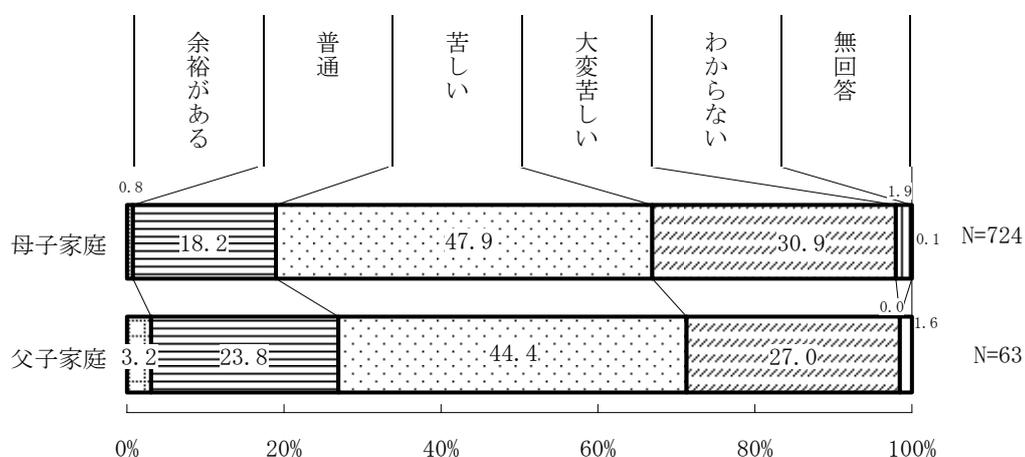
母子家庭・父子家庭、寡婦（65歳未満）いずれも「健康」の割合が最も高く、母子家庭49.0%、父子家庭55.6%、寡婦（65歳未満）54.4%となっていますが、母子家庭はその割合が半数を下回っています。母子家庭の母親の4人に1人、父子家庭の父親の5人に1人が「眠れないなど、精神面で疲れている」と答えています。

また、「通院中」は母子家庭で16.9%、父子家庭で17.5%となっており、寡婦（65歳未満）では21.9%と5人に1人の割合となっています。



### 2. 現在の生活の状況

母子家庭・父子家庭ともに「苦しい」が半数近くを占め、「大変苦しい」と合わせると、母子家庭で78.8%、父子家庭で71.4%と高くなっています。

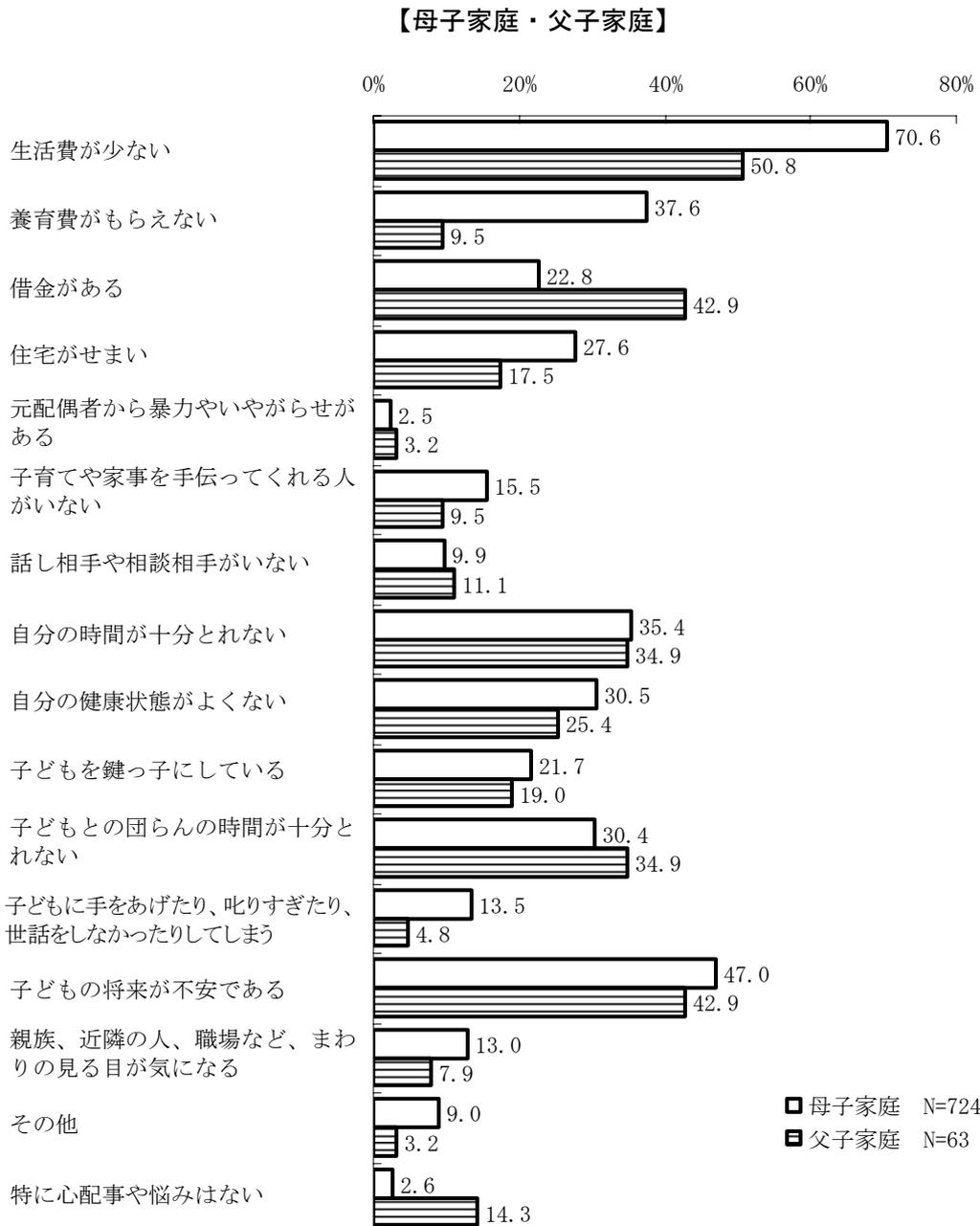


### 3. 現在の心配事や悩み

母子家庭・父子家庭ともに「生活費が少ない」が最も高く、特に母子家庭では70%以上にのぼっています。次に「子どもの将来が不安である」(母子家庭47.0%、父子家庭42.9%)が高くなっています。父子家庭は「借金がある」も42.9%と高い割合を占めています。

また、「自分の時間が十分とれない」、「子どもとの団らんの時間が十分とれない」も母子家庭・父子家庭ともに30%を超えています。

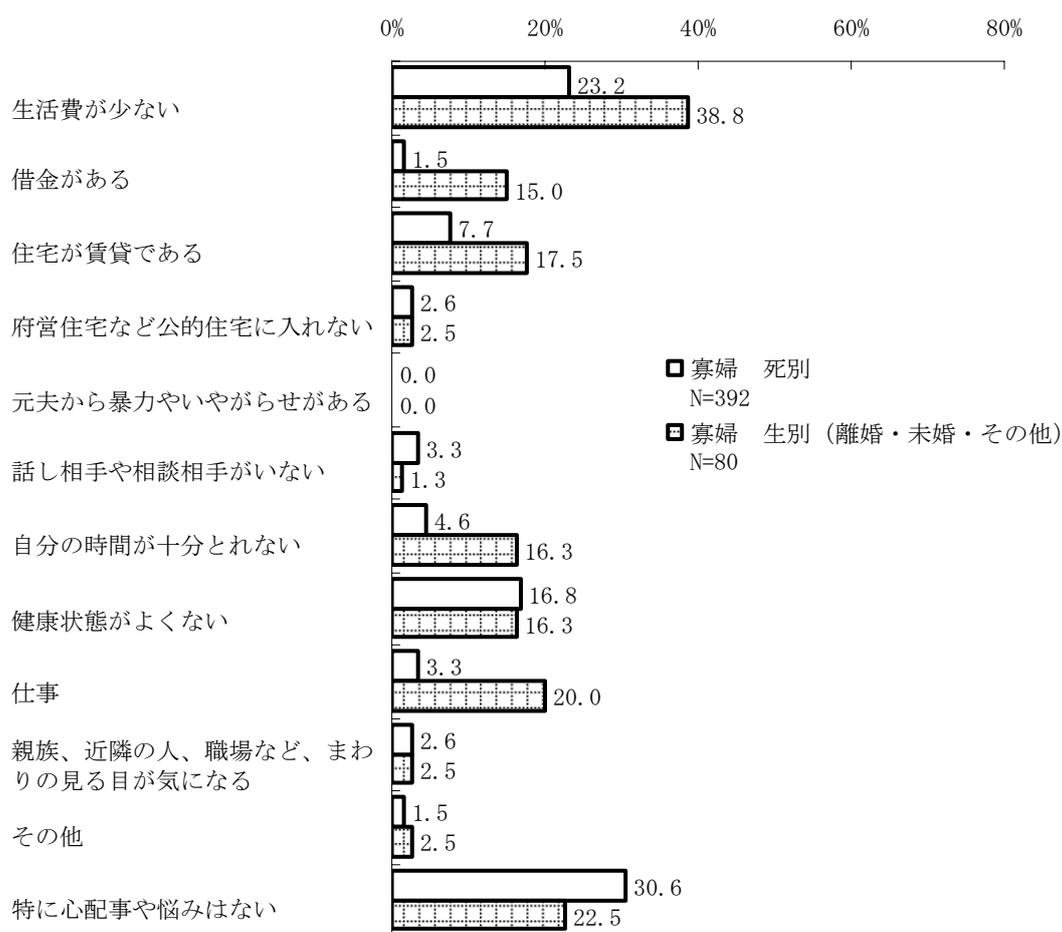
母子家庭では、「養育費がもらえない」が37.6%と高く、なっています。



寡婦においては、「死別」では「特に心配事や悩みはない」が 30.6%と最も高く、ついで「生活費が少ない」が 23.2%となっています。「生別」（離婚・未婚・その他）の場合は、「生活費が少ない」が 38.8%と最も高く、また、「借金がある」が 15.0%となっています。

「死別」と「生別」（離婚・未婚・その他）を比較すると、「生別」（離婚・未婚・その他）の方が「生活費が少ない」「借金がある」「住宅が賃貸である」「自分の時間が十分とれない」「仕事」での割合が高くなっています。

### 【寡婦】

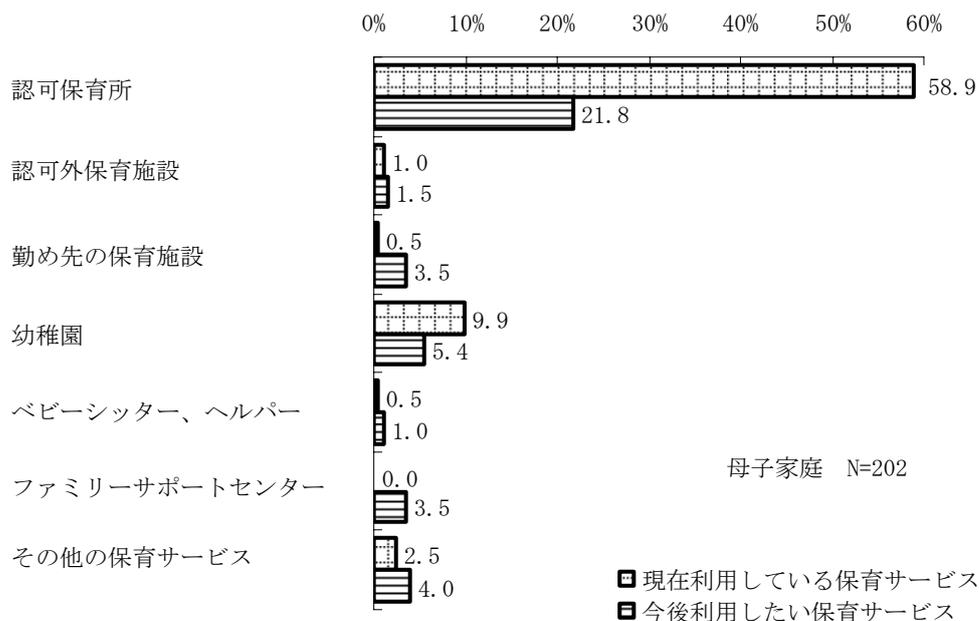


## (6) ひとり親家庭の自立支援策

### 1. 就学前の子どもを対象にした子育て支援の利用状況

現在利用している保育サービスは「認可保育所(園)」が58.9%と最も高く、ついで「幼稚園」が9.9%となっています。その他に利用している保育サービスはいずれも3%以下となっています。

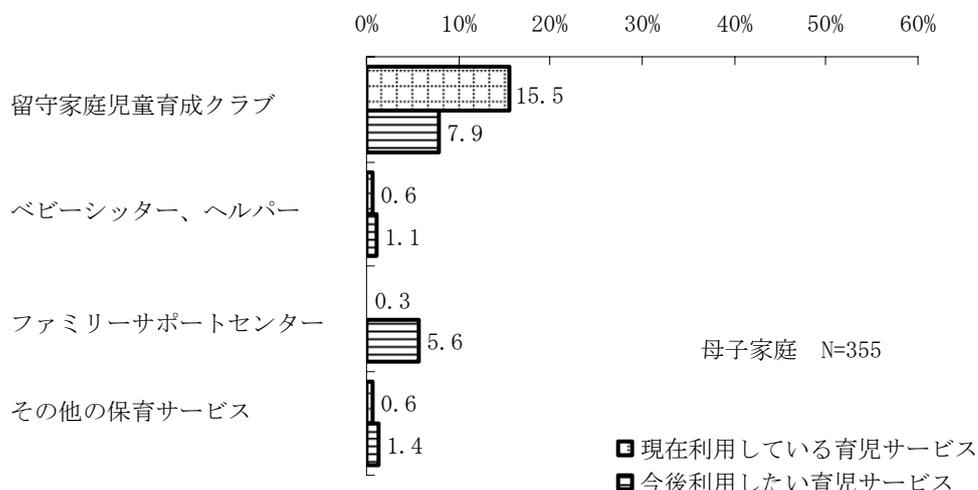
※父子家庭の回答は無回答が9割を超えていたため、掲載しておりません。



### 2. 小学生への子育て支援の利用状況

現在利用している育児サービスは「留守家庭児童育成クラブ」が最も高く、15.5%となっています。

※父子家庭の回答は無回答が9割を超えていたため、掲載しておりません。



### 3. 子育てや就業に関するサービスや機関の利用状況

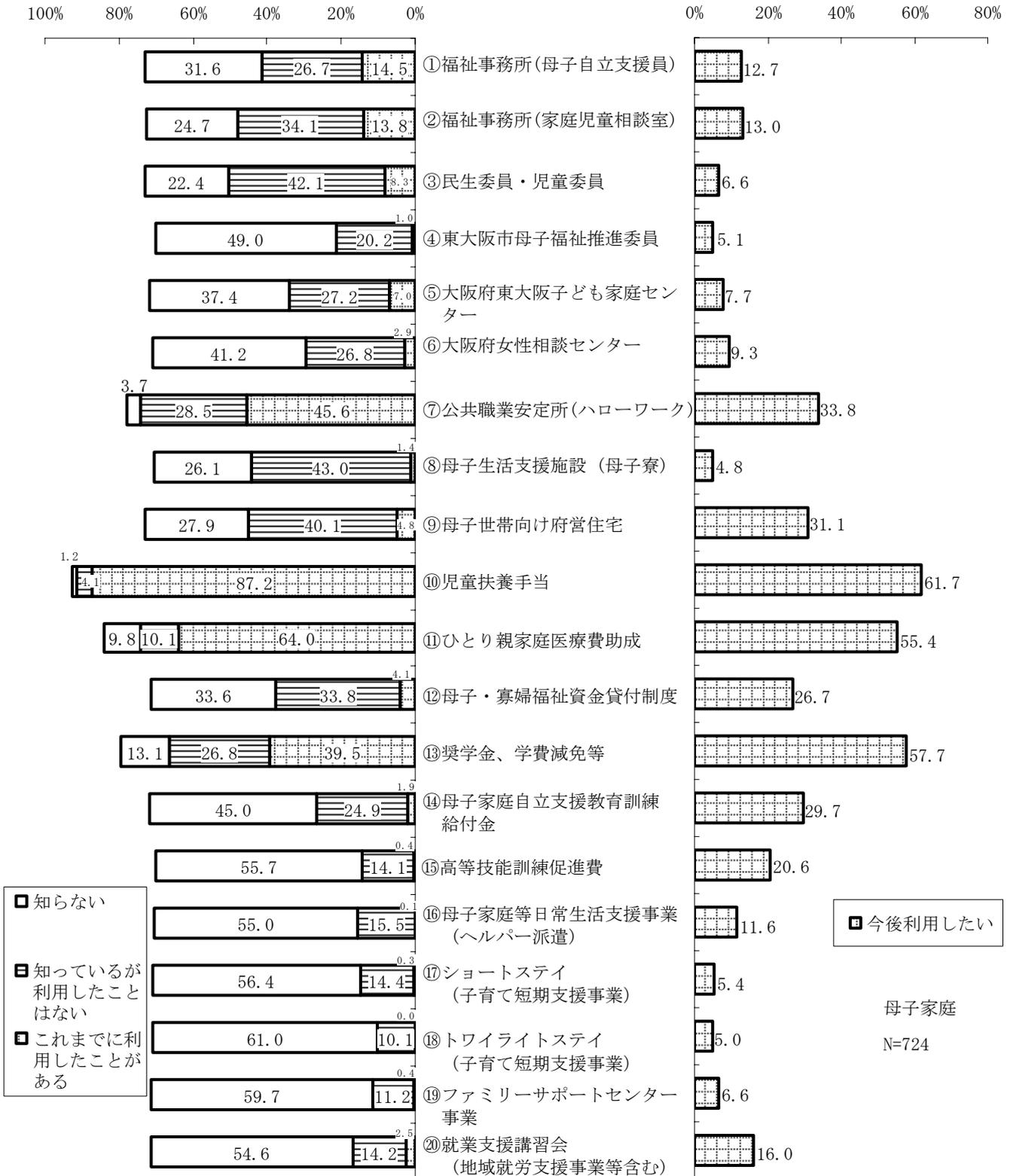
子育てや就業に関するサービスや機関で利用の割合が高いものは、「⑩児童扶養手当」(87.2%)、「⑪ひとり親家庭医療費助成」(64.0%)、「⑦公共職業安定所(ハローワーク)」(45.6%)、「⑬奨学金、学資減免等」(39.5%)です。「⑮高等技能訓練促進費」以下の番号の項目については「知らない」が50%を超えています。

一方、今後の利用意向をみると、割合の高いものは、「⑩児童扶養手当」(61.7%)、「⑬奨学金、学資減免等」(57.7%)、「⑪ひとり親家庭医療費助成」(55.4%)で、利用率の高さと同じ傾向になっています。また、「⑭母子家庭自立支援教育訓練給付金」は「これまでに利用したことがある」が1.9%と少なく「知らない」が45.0%と高くなっていますが、「今後利用したい」が29.7%と、利用意向は高くなっています。

※父子家庭の回答は、ほとんどの項目において無回答が半数を超えているため、結果報告には掲載しておりません。

【現在の利用状況】

【今後の利用意向】



母子家庭  
N=724

#### 4. サービスを利用しない理由

自由記述でサービスを利用しない理由をたずねたところ、回答者は母子家庭 346 人、父子家庭 19 人、寡婦 50 人の回答があり、母子家庭・父子家庭の回答では、「サービスを知らない（どう利用していいのかわからない）」と答えた人が 143 人と全体の約 40%を占めています。次に「必要ない」、「時間がない（申し込み時間に都合が合わない）」、「サービスの対象でない・条件が合わないから」がそれぞれ 10%前後となっています。

父子家庭 19 人中 7 人が「父子だから（父子家庭に必要な支援策がない）」と回答しています。

寡婦では「必要ない」と「子どもが大きいから」が 60%を占めていますが、「知らない（母子当時はなかった）」が 18.0%となっています。

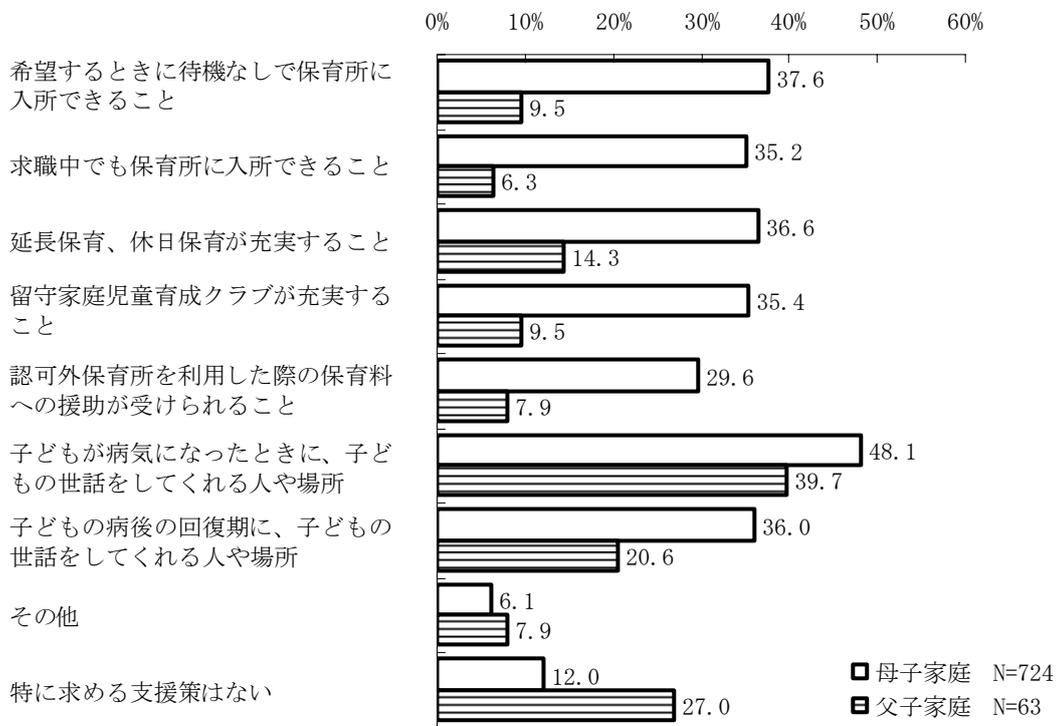
母子家庭・父子家庭 サービスを利用しない理由	件数	割合
知らない（どう利用していいのかわからない）	143	39.2
必要ない	53	14.5
時間がない（申し込み時間に都合が合わない）	46	12.6
サービスの対象でない・条件が合わないから	33	9.0
窓口の対応が悪い	24	6.6
頼らずにやっていきたいから	13	3.6
プライバシーが保護されていないから	13	3.6
父子だから（父子に必要な支援策がない）	7	1.9
費用が高い	2	0.5
その他	31	8.5
合計	365	100.0

寡婦 サービスを利用しない理由	件数	割合
必要ない	18	36.0
子どもが大きいから	12	24.0
知らない（母子当時はなかった）	9	18.0
高齢のため	4	8.0
頼らずにやっていきたいから	3	6.0
窓口の対応が悪い	1	2.0
その他	3	6.0
合計	50	100.0

## 5. 子育てと仕事の両立支援策への希望

母子家庭では、「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が48.1%で最も高くなっています。次に、「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」、「延長保育、休日保育が充実すること」、「子どもの病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所」、「留守家庭児童育成クラブが充実すること」が35%以上と高く、ほとんどの項目が30%を超えています。

父子家庭では母子家庭と同様に「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が39.7%で最も高く、次に「子どもの病後の回復期に、子どもの世話をしてくれる人や場所」が20.6%、「延長保育、休日保育が充実すること」が14.3%となっていますが、他の支援策については10%以下にとどまっています。



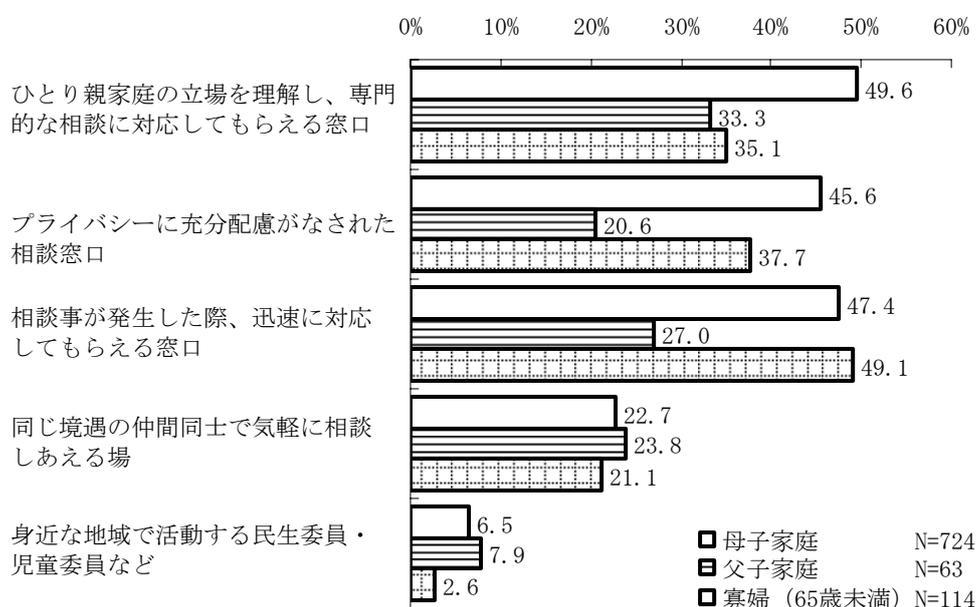
## (7) 相談の場のあり方や国、市に望む支援策

### 1. 望ましい相談の場

母子家庭では、「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」「プライバシーに充分配慮がなされた相談窓口」がほぼ同率で45%を超えています。

父子家庭では、「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」が33.3%で最も高く、次に「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」となっています。

寡婦（65歳未満）では、「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が約半数にのぼっています。

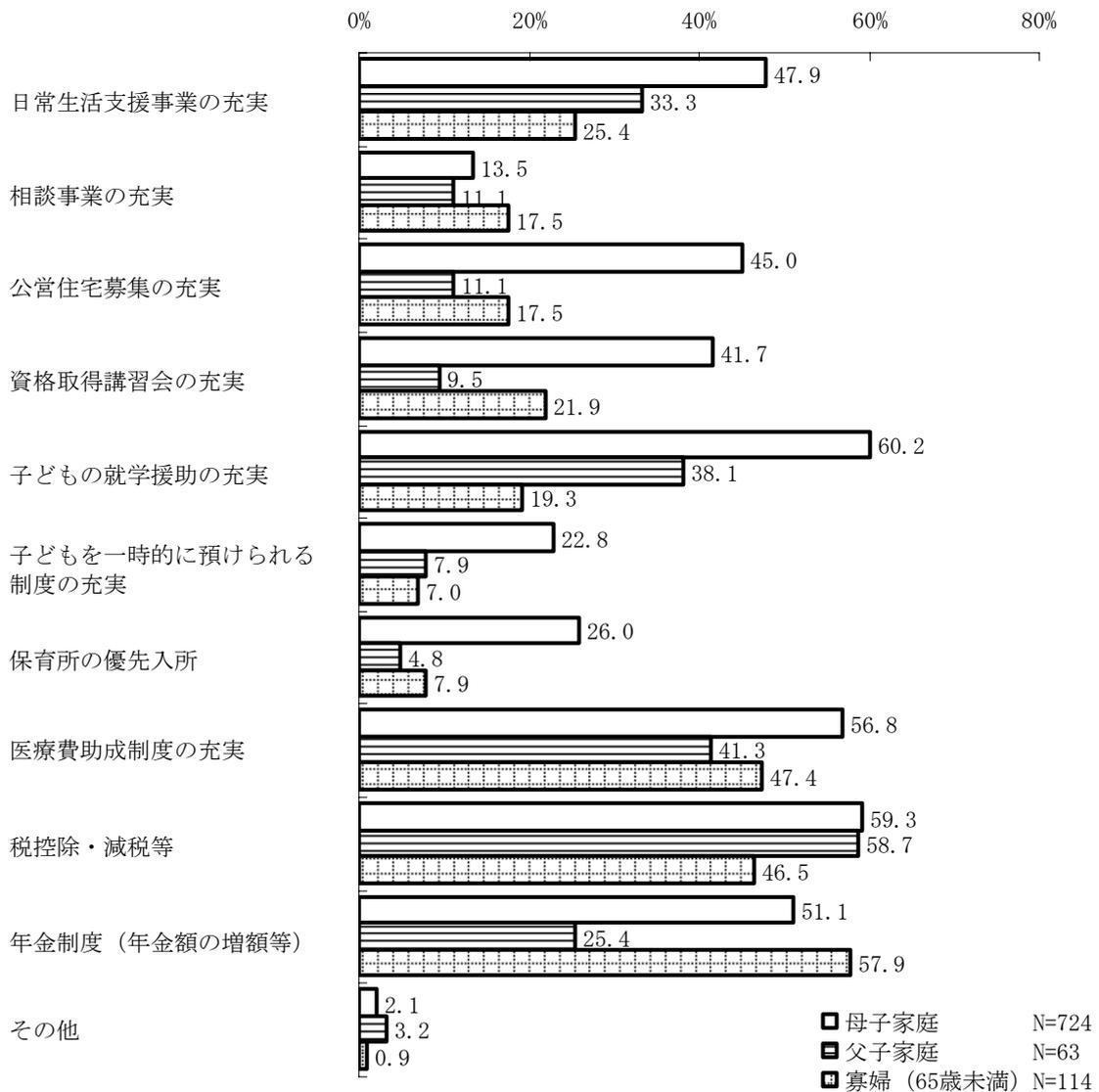


## 2. 国、市の施策への要望

母子家庭では、「子どもの就学援助の充実」が60.2%で最も高く、「税控除・減税等」、「医療費助成制度の充実」が60%弱で金銭面での支援が上位を占めています。また、「年金制度（年金額の増額等）」、「日常生活支援事業の充実」も50%前後と高い割合となっています。

父子家庭では、「税控除・減税等」が58.7%で最も高い割合となっています。

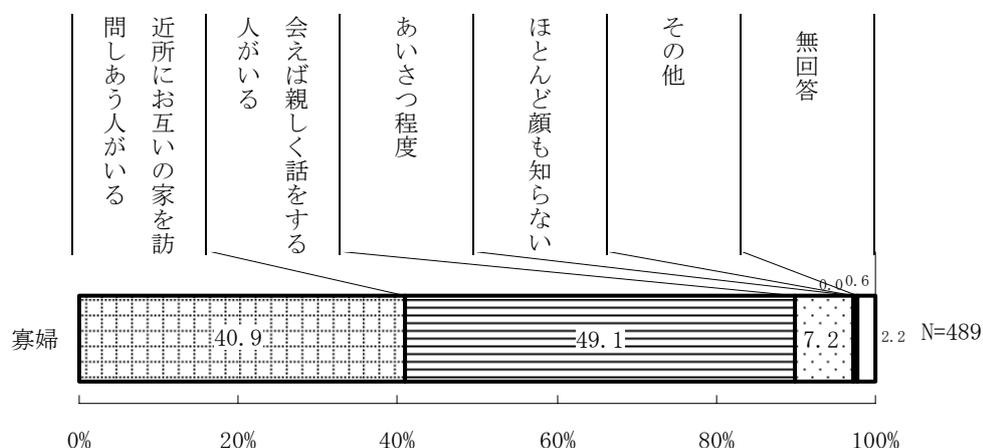
寡婦（65歳未満）では、「年金制度（年金額の増額等）」が57.9%で最も高く、次に「医療費助成制度の充実」（47.4%）、「税控除・減税等」（46.5%）が40%台となっています。



## (8) 寡婦における生活状況・就業意向・高齢期の暮らしの希望

### 1. 近所とのつきあいの程度

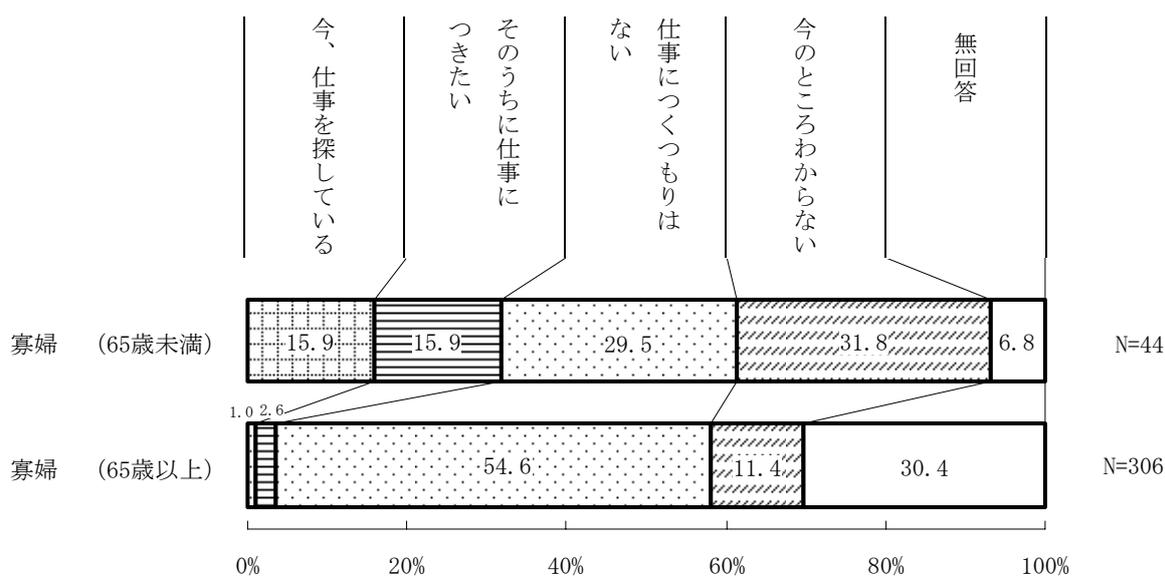
「会えば親しく話をする人がいる」が約半数を占め、「近所にお互いの家を訪問しあう人がいる」が40.9%となっています。90%の人が近所と親しくつきあっています。



### 2. 就業の意向

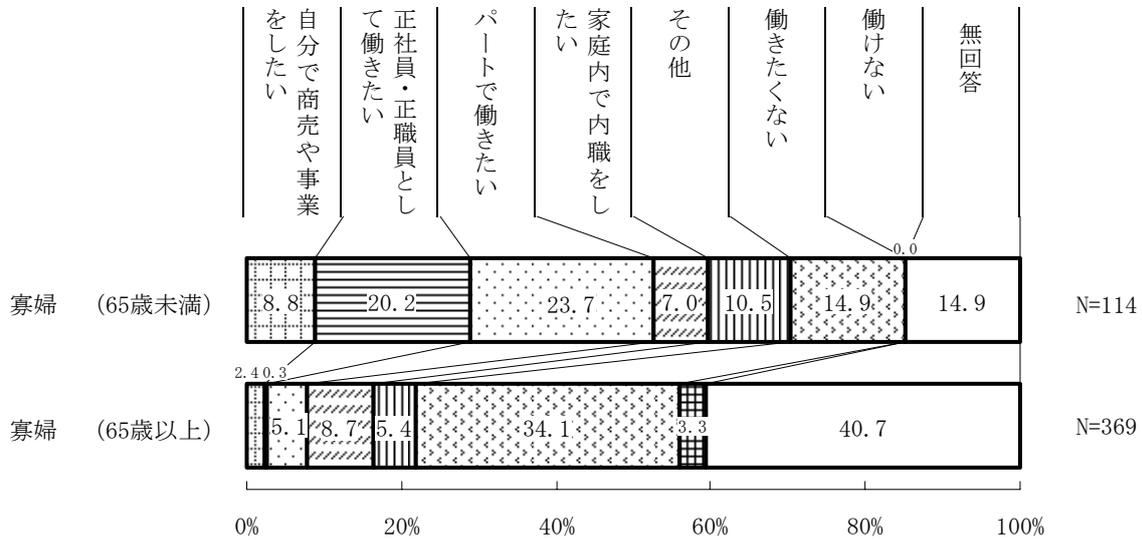
現在働いていない人に今後の就業意向についてたずねたところ、65歳未満では、「今のところわからない」と「仕事につくつもりはない」がそれぞれ約30%となっている。「今、仕事を探している」と「そのうちに仕事につきたい」が同率の15.9%で合わせると30%強の人が就職を望んでいます。

65歳以上では、「仕事につくつもりはない」が過半数を占めています。



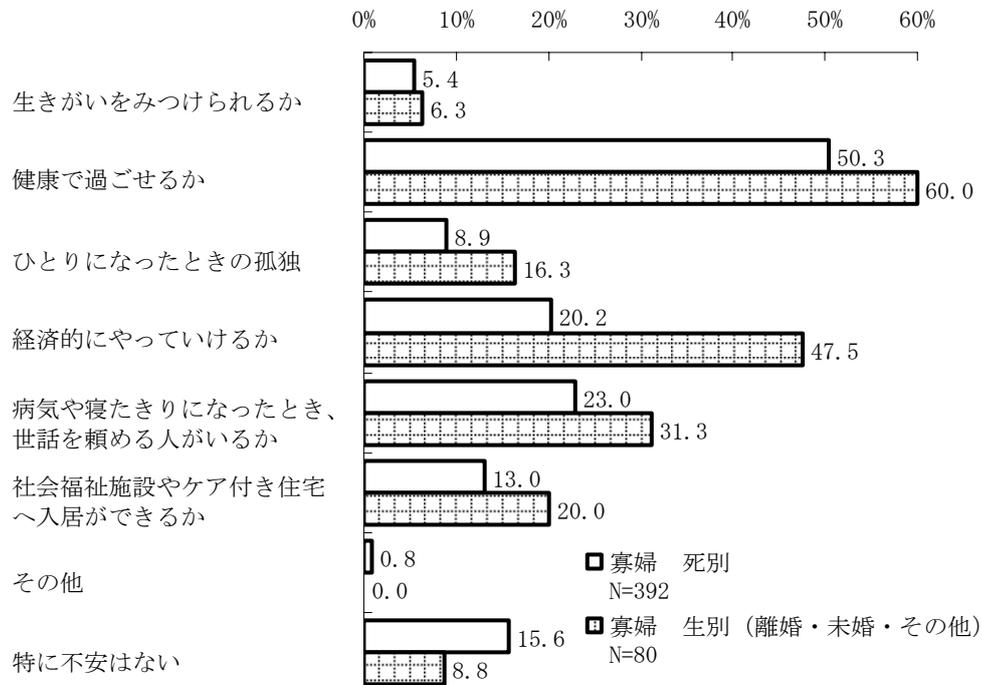
### 3. 就業形態の希望

65歳未満では、「パートで働きたい」が23.7%で最も高く、ついで「正社員・正職員として働きたい」が20.2%となっています。



### 4. 高齢期の生活の不安

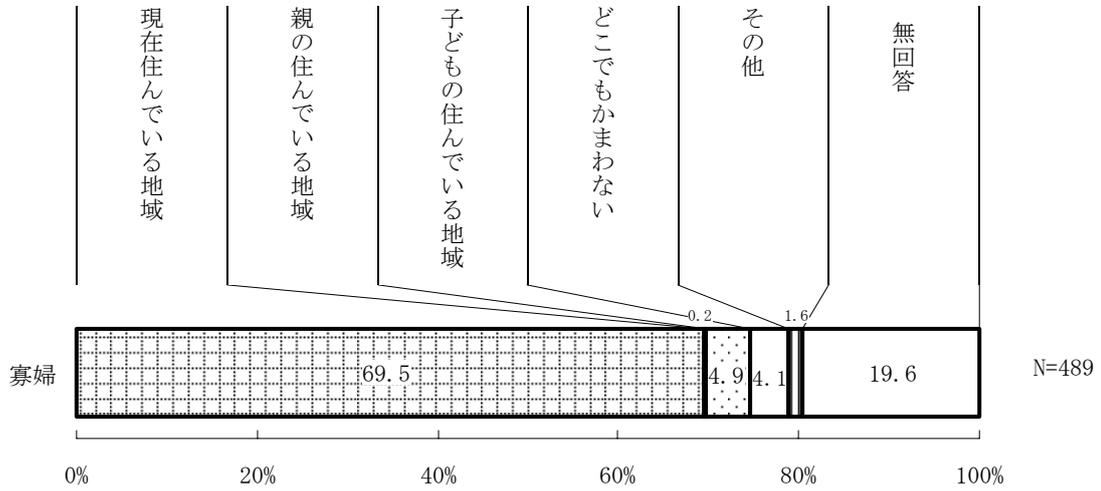
死別、生別（離婚・未婚・その他）ともに「健康で過ごせるか」が50%以上と最も高く、次に、生別（離婚・未婚・その他）では「経済的にやっていけるか」が47.5%となっています。



## 5. 高齢期の暮らしの希望

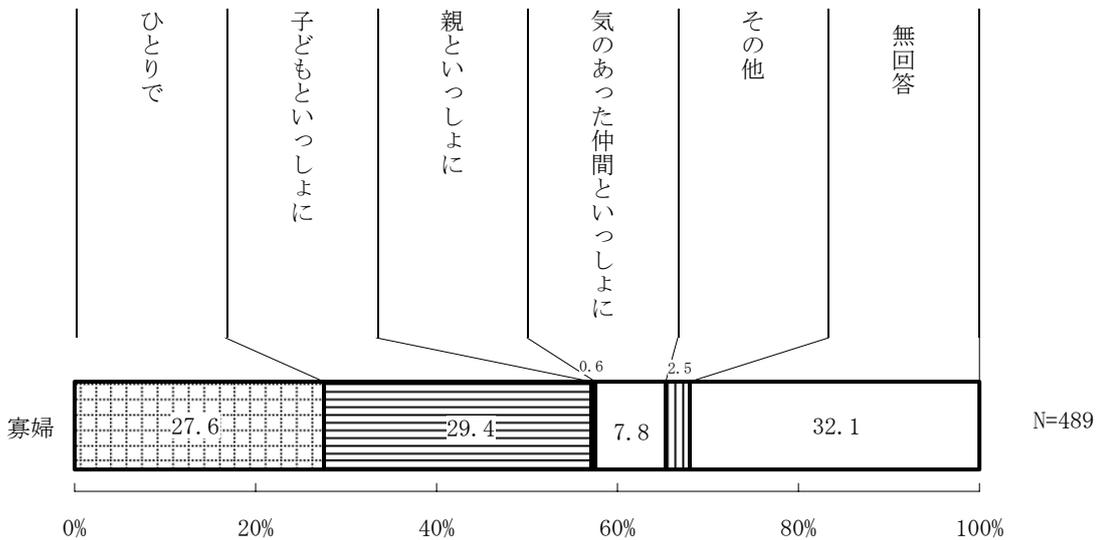
### <どこで>

「現在住んでいる地域」が最も高く、69.5%を占めています。



### <どのように>

「子どもといっしょに」が29.4%、「ひとりで」が27.6%となっています。



### 3 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

#### (1) ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の必要性

##### ◆安定した就業先の確保

母子家庭の母親が収入や雇用条件の安定した仕事に従事し、経済的に自立できることは、母親本人のみならず、子どもの成長にとっても重要なことです。また、高齢期に自活していける経済力をもつことにもつながります。

しかし、「ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭、寡婦）のアンケート調査」（以下「アンケート調査」という）では、母子家庭の母親の18.8%、父子家庭の父親の12.7%が無職です。

一方、母子家庭の母親の81.1%が働いているものの、その56.2%が「パート・アルバイト・嘱託社員など」という不安定な働き方です。

こうした状況を反映して、働いている母子家庭の母親のうち、半数は年収200万円未満の低収入であり、現在の生活状況について、母子家庭・父子家庭ともに「大変苦しい」と約30%が感じる、極めて厳しい状況にあり、母子家庭の母親の安定した就業先の確保が強く求められています。

##### ◆効果的な就業相談の実施

母子家庭の母親では、母子家庭になる前からの仕事を続けている割合は2割にも満たず、新たに就職した者、転職した者、仕事を追加した者を合わせると6割を超えています。

母子家庭という状況の中での就職活動の主な問題点としては、「子どもが小さいことを問題にされた」「年齢制限のため仕事がなかった」「時間条件のあう仕事がなかった」などがあげられます。就業にあたって子育てと両立できることが求められる一方で、自立できる収入の確保が必要となるのですが、雇用・就業に至る前段階において、その機会から阻害されていることとなります。

また、母子家庭であるがゆえに、特に子どもにさびしい思いをさせたくないとの配慮も含めて、仕事と子育ての両立のためにやむを得ずパートタイムなどの就業形態を選んでいる場合もあり、それによって生活が厳しくなるという状況がみられます。

求職活動や子育てとの両立など、就職に関する様々な困難によって、職探しをする気力も体力も消耗してしまう可能性もあり、その精神的な支えとなって就業意欲を高め、効果的な就業相談のできる“就業に関するアドバイザー”の存在が必要です。

また、母子自立支援員やハローワーク、就労支援センター等、母子家庭の母等の就業支援関係者が集まり、情報交換や共通理解を深めるための連絡調整会議を設置することが求められます。

##### ◆多様なニーズに応じた能力開発事業の実施と情報提供

新たに就職した母親については、就業の経験がない者や一定期間を専業主婦として過ごした後の再就職者であると考えられます。そうした母親に対しては、就職の準備

講座として就業に必要な基礎知識や心構えを学ぶ機会や、安定した仕事につくための技能の習得、あるいは、起業のためのノウハウを習得する機会の提供が不可欠です。

「アンケート調査」で講習会の開催についての要望をたずねたところ、「受講料の軽減」が圧倒的に高かったのですが、「居住地に近い場所での開講」「土日祝の開講」などの要望もあがっています。こうした多様なニーズに対応しながら、母子家庭の母親が参加しやすい就業支援講習会を開催する必要があります。

また、現在、本市においては、技能や資格取得ための経済的支援として自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費の支給を行っており、年々利用者が増加しているところです。

#### ◆雇用先の協力

国においては、母子家庭の母親の雇用・就業機会の増大を図る方策として、常用雇用転換奨励金事業、特定求職者雇用開発助成金の活用を呼びかけています。本市においても、母子家庭の母親の経済的自立の支援策として実施を検討し、雇用の促進を企業に働きかける必要があります。

トライアル雇用奨励金の活用についても企業に周知を図るなど、正社員としての採用促進策を早急に整備することなどが強く求められています。

また、母子家庭の母親等の希望する就業条件により近い求人を確保するために、様々な機会を活用して、企業や経営団体等に対して、ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の雇入れを促進するよう理解を求める啓発を行う必要があります。

#### ◆雇用条件・職場環境の整備

ヒアリングからは、「ホームヘルパーの資格を取得して就業する場合も派遣契約の場合が多く、収入は低く自立は難しい。医療事務の場合も同様の場合が多い。また、トライアル雇用でも3ヶ月までといったことでは安定に結びつかない。公的機関の非常勤職員などで清掃や調理場の仕事があっても、時給が安く、経済的に自立できる金額ではない」と、仕事を確保したとしても、それだけで家族が生活できるわけではない実態が浮かびあがります。

こうした雇用状況の悪さは、母子家庭のみならず女性全体の問題であり、正規職員と非正規職員の賃金や待遇の格差は、社会全体の雇用の問題でもあります。

ひとり親家庭も含めて、女性も男性も、子育てと仕事の両立をしやすいような社会の実現を強く求める必要があります。

#### ◆「母子家庭等就業・自立支援センター」事業の実施

以上の状況をふまえ、市民に身近な行政として、ひとり親家庭に対して、相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供等に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、「母子家庭等就業・自立支援センター」事業の実施が求められています。

### 東大阪市母子家庭教育訓練給付金事業の実施状況

	申請件数	支給件数
平成 15 年度	10 件	7 件
平成 16 年度	62 件	40 件

### 東大阪市母子家庭教育訓練給付金事業の資格別件数

	ホームヘルパー	医療事務	パソコン関連	その他
平成 15 年度	7 件	2 件	1 件	0 件
平成 16 年度	41 件	14 件	2 件	4 件

## (2) ひとり親家庭への子育てや生活への支援の必要性

### ◆働きながら子どもを育てることのできる子育て、生活の支援

ひとり親家庭においては、仕事と家事や子育てを一人で担わなければならない分、家事・子育てに対する負担感は大きいものと推察されます。「アンケート調査」の自由意見を通して、家計を担う責任と子どもの養育や愛情のはざままで悩む姿が浮かびあがっています。

同調査の中のひとり親家庭になった直後に受けた支援をみると、子どもの世話（日常的、病気の時）、相談相手、生活費、住宅、保証人と多岐にわたっています。また、行政に希望する支援策としては、子どもの病気時の世話や公営住宅への入居、保育所への入所など、実際に直面している困難への具体的な支援が多く望まれています。

本市においては、「次世代育成支援行動計画 ～東大阪市子育て・子育てスクラム 21～」に基づき、待機児童解消をめざして保育所の増改築による定員の増員を図るとともに、就業形態の多様化に対応するため、延長保育など様々な施策を展開しているところです。ひとり親家庭については、一人で子育てをする負担感の軽減や仕事と子育ての両立の支援を目的に、入所選考基準の設定を行うとともに、ひとり親家庭のニーズに対応した保育サービスを提供していく必要があります。

留守家庭児童育成クラブについては、現在小学校3年生までの実施ですが、同調査の自由意見の中では、6年生までの延長と夏休みなど長期休暇における時間延長の要望が多くありました。ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事を両立できる社会環境の整備の観点から、留守家庭児童育成クラブの充実が求められています。

また、ひとり親家庭の生活支援として「母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）」「ショートステイ（子育て短期支援事業）」「トワイライトステイ（子育て短期支援事業）」「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しているところですが、調査の中では、こうしたサービスを知らないとする割合が5割を超えています。情報を必要としている人に行きわたるよう、情報提供に工夫が必要です。

#### ◆発達段階に応じた子どもへのサポート

子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）などを利用する場合、子どもは、家庭から保育所や学校、留守家庭児童育成クラブ、子育て短期支援事業の実施場所など、現行のしくみの中で大人の都合に合わせて、転々と居場所を変えなければならず、子どもにとっては負担になる場合も考えられます。

また、母子、父子を問わず親との離死別や、その後の生活の変化は、精神面に大きな影響を受けます。

子どもの安心できる居場所づくりとともに、成長過程における諸問題について気軽に相談できる場所や支援が必要とされます。

#### ◆住宅確保への支援

生活の基盤である住居の状況を見ると、父子家庭や寡婦では持ち家率が半数を超えているのに対して、母子家庭は16.3%と低く、「民間の賃貸住宅」の割合が51.8%、「公営住宅」は8.6%となっています。アンケート調査の自由意見の中には、「公営住宅への入居希望」もしくは、民間の賃貸住宅家賃の補助の要望が数多くありました。

公営住宅への優先入居の取扱いとともに、民間の賃貸住宅に入居の場合には適切な対応がとれるよう検討することが求められています。

#### ◆父子家庭に対する支援

父子家庭の場合には、「アンケート調査」でひとり親家庭になった直後に受けた支援をみると、約半数が「親や親族から」の援助を受けていますが、その内容は、「日常の子どもの世話」「日常の家事援助」「子どもが病気のときの世話」に集中しています。また、母子自立支援員へのヒアリング調査の中では、子どもへの対応や世話の仕方がわからないといった訴えが父親からあると報告されています。

育児や家事などで悩む父子家庭への子育て・生活支援の充実が求められます。

#### ◆寡婦に対する総合的な生活支援

「アンケート調査」によれば、寡婦においては、約5割が高齢期を健康で過ごせるかという不安をもっているものの、9割の人が近所には親しくする人がおり、現在住んでいる地域にずっと住みたいという人は7割となっています。

しかし、年間総収入をみると、約4割が200万円未満であり、「生活費が少ない」ことが悩みのトップとなっています。高齢期の女性の収入の少なさは寡婦に限るものではなく、高齢者福祉施策としての対応が求められています。

#### ◆ひとり親家庭に対する理解の促進

本市の「東大阪市次世代育成支援行動計画 ～東大阪子育て・子育てスクラム21～」においては、次世代育成における主要な課題のひとつとして「ひとり親家庭への支援」

を掲げ、施策を進めているところですが、社会全体が、こうしたひとり親家庭を家族形態のひとつとして捉え、理解を深めていく必要があります。

母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成 15 年度）

	全国	
	入所世帯数	理由別割合
総数	2,552	100.0%
夫等の暴力	1,106	43.3%
経済的理由	539	21.1%
住宅事情	511	20.0%
入所前の家庭内環境の不適切	210	8.2%
母親の心身の不安定	82	3.2%
その他	104	4.1%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成 16 年度）

	入所世帯数		理由別割合
	高井田ホーム <sup>※1</sup>	他市 <sup>※2</sup>	
総数	11	11	100.0%
夫の暴力(児童虐待含む)	6	11	77.3%
住むところなし	4	0	18.2%
その他	1	0	4.5%

※1 市立高井田ホーム入所数（他市よりの入所受入を含む）

※2 東大阪市から他市ホームへの入所実施数

ショートステイ事業の利用状況

	人員	日数
12年度	28	258
13年度	22	161
14年度	19	115
15年度	22	198
16年度	20	238

トワイライトステイ事業の施設別利用状況

	人員	日数
12年度	1	9
13年度	3	17
14年度	2	12
15年度	1	14
16年度	2	23

\*人員については実人員

### (3) 養育費の確保に向けた支援の必要性

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなりますが、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではありません。

母子及び寡婦福祉法の第5条において、ひとり親家庭の子どもに対して、子どもを監護しない親にも扶養義務の履行に努めなければならないとし、国及び地方公共団体は子どもを監護しない親の扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならないと明記しています。

また、平成16(2004)年4月の民事執行法の改正により、一度でも不払いがあった場合、養育費を取り決めた公正証書や調停調書、裁判の判決文など公的文書があれば、過去から将来にわたっての強制執行ができるようになりました。

しかし、離婚の際に、財産分与や子どもの養育費などについて十分な話し合いができませんまま、離婚するケースが少なからずあります。

「アンケート調査」によると、何らかの取り決め文書を交わしている割合は4人に1人にすぎません。さらに、取り決め(文書ではない取り決めも含める)が守られている割合は約30%、一部守られている割合は16%となっており、親権者とならなかった親からの養育費は子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいません。

養育費の履行を当事者のみにゆだねるのではなく、母子家庭等の子どもが必ず養育費を取得できるよう、養育費に関する広報・啓発活動を推進する必要があります。

また、養育費の確保は、ひとり親家庭の子どもの当然の権利であり、健やかな成長のために欠かせないものであるという観点から、子どもを監護しない親がその責務を果たしていくべきことを社会全体が当然のこととする気運を醸成していくことが重要です。

### (4) 経済的支援の必要性

#### ◆経済的支援の整備、充実の必要性

「アンケート調査」によると、ひとり親家庭の年間総収入は、母子家庭の場合は200万円未満の世帯が約50%、父子家庭では、一般世帯の平均所得589万円を下回る550万円未満が70%弱となっています。そして、現在の生活状況を「大変苦しい」と認識している割合は、母子家庭で30.9%、父子家庭で27.0%、「苦しい」を加えると母子

家庭の約 80%、父子家庭の約 70%にのぼります。

就業による経済的自立が困難なひとり親家庭や、ひとり親家庭になった当初で生活が不安定な家庭においては、自立をめざした就業支援を補完する施策として経済的援助や経済的負担を軽減するための支援策が強く望まれています。

#### ◆ひとり親家庭にとっての児童扶養手当の重要性

児童扶養手当については、平成 15（2003）年 4 月の児童扶養手当法の改正により、離婚後等の激変期に集中的に対応するものとして見直され、手当の支給開始から 5 年後（例外措置として、3 歳未満の子どもがいる場合は、3 歳になった翌月から 5 年）に減額することになり、減額幅は「二分の一に相当する額を超えることができない」とされ、最大半分まで削減されることになりました。また、「児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない」と明記し、自立を促しています。

しかし、「アンケート調査」の自由意見では、「今まで一生懸命働いて足りない分を児童扶養手当のおかげでなんとか生活してきましたが、今後手当も減り、子どもは中学、高校とあがるにつれ、どうやって生きていけばいいか不安でいっぱいです」「児童扶養手当が減らされるときつい。子どもに留守番をさせ朝から晩まで働く時間が増え、子どもとのコミュニケーションが取れなくなる」など、児童扶養手当の必要性を訴える多くの声が寄せられています。

改正された児童扶養手当法の関係政令については、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費確保策等の進展及び離婚の状況などをふまえ、かつ、5 年後の適用にあたり十分な時間的余裕をもって制定するものとしています。児童扶養手当が母子家庭の生活の安定にとって重要であるという観点から、今後の動向を注視していく必要があります。

#### ◆経済的支援策の充実と情報提供の必要性

本市においては、これまで母子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭医療費の助成、奨学金・学費減免、母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費など、母子家庭に向けた様々な経済的支援を行ってきました。

「アンケート調査」によると、現在の心配事や悩みとして「生活費が少ない」ことについて、「子どもの将来が不安である」が母子家庭で 47.0%、父子家庭で 42.9%となっており、国や市への施策の要望としても、母子家庭では「子どもの就学援助の充実」が一番選ばれ、60.2%となっています。また、自由意見にも、「いま、中学 1 年生。これからお金がかかる時期で、このままでは高校、大学に行けるかと将来が不安です」などの意見が多く寄せられており、就学援助の必要性が高くなっています。

また、「アンケート調査」によれば、ひとり親家庭医療費助成と奨学金・学費減免等については認知度が高いものの、母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費については「知らない」とする割合が約 50%となっています。これらの事業は、当事者から

の申請に基づく事業であることを考慮し、今後は、すべてのひとり親家庭に行きわたるよう、多様な媒体を活用して広く情報提供していくことが必要です。

#### ◆父子家庭への経済的支援の必要性

父子家庭の父親からは、経済的支援については、母子家庭を対象にしたものがほとんどですが、母子家庭と同様の支援を望む声が寄せられています。

父子家庭においてもひとり親家庭に対する施策としての充実が必要です。

### (5) 相談機能・情報提供活動の充実

#### ◆相談機能の充実

本市においては、現在、東、中、西福祉事務所には、「母子自立支援員」をそれぞれ1名ずつ計3名配置し、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいます。また、その他にも、ひとり親家庭にかかわる窓口として様々な課や機関があります。

母子自立支援員の業務は、母子家庭の母親や寡婦に対して自立に必要な情報提供や相談に応じるものですが、様々な個別の相談に適切な指導・助言を行うためには、ひとり親家庭や就業に関する法制度や就業支援施策等について十分な知識をもち、相談に関して十分な経験を有する必要があります。

また、ひとり親家庭にかかわる担当窓口や関係機関の担当者は、ひとり親家庭の当事者と直接対応する立場にあることから、一人ひとりの個別の不安や悩みに的確に対応できなければなりません。より専門性を高めるための研修会の開催などを通して資質の向上に努めることが求められます。

また、相談窓口については、当事者が利用しやすい体制を整える必要があります。

#### ◆各種施策に関する情報提供活動の充実

「アンケート調査」によると、本市が進めている様々な自立支援策への認知状況の低いことがわかります。広報の充実により、多くのひとり親家庭に各種施策を知ってもらうことが重要です。

また、窓口が分かれていることによって利用者が不便を感じている場合も多く、今後は、関係課、関係機関、母子寡婦福祉団体などが連携を図り、様々な施策の情報を得ることができるようにしくみづくりを進める必要があります。

父子家庭の父親においては、「アンケート調査」の中のひとり親になった直後に受けた支援先のほとんどが「親や親族から」という結果からも推察できるように、現在の社会状況の中では、男性が相談のために自ら出向くということは少ないと思われます。そのため、インターネットや携帯電話用サイトなど様々な媒体によって情報提供するなどの工夫が必要です。

## (6) 関係機関及び当事者同士の連携の強化

ひとり親家庭の自立促進に向けて有効な支援を行っていくためには、就業を支援する労働部門と子育てや生活に関する支援を行う子育てや福祉関連部門との連携は極めて重要です。

また、自治体だけでなく、母子寡婦福祉団体や市民団体など様々な関係者が協力し、緊密に連携しながら、きめ細かな施策を展開することも重要です。

また、ひとり親家庭の一人ひとりの心の安定と社会的な自立を図るためには、当事者同士が相互に支え合い、交流を深めることは大きな力となります。母子家庭や父子家庭の親子、寡婦の自主的なグループや団体活動を支援していくことが必要です。

東大阪市 平成 16 年度母子自立支援員相談指導の内訳

(単位：件)

区 分		件数 ( )内は離婚相相談	
生活一般	住宅	17( 8)	
	医療・健康	病気	12( 10)
		障害	1( 1)
		その他	6( 3)
	家庭紛争	夫等の暴力	45( 33)
		その他	87( 72)
	就労	求職・転職	21( 3)
		資格取得・職業訓練	72( 0)
		その他	5( 2)
	養育費	2( 1)	
	借金	16( 9)	
その他	382(214)		
小計	666(356)		
児童	養育	保育所入所	17( 7)
		その他	26( 7)
	教育	5( 1)	
	その他	9( 4)	
	小計	57( 19)	
経済的支援・生活救護	母子福祉資金	貸付	290( 6)
	寡婦福祉資金	貸付	2( )
	児童扶養手当		14( 3)
	生活保護		38( 16)
	税		1( )
	その他		62( 18)
	小計		407( 43)
その他	母子福祉施設の利用		13( 10)
	母子生活支援施設(児童福祉法第 38 条)		10( 3)
	小計		23( 13)
合 計		1153(431)	